

「フリー百科事典『ウィキペディア』」は、「中山正善」の項で、『おふでさき』の刊行を昭和23年とし、中山正善が「今日の天理教学の体系を確立した」と記しています。

『ウィキペディア』はちょっと何かを知りたいときに検索して情報を得るのにとても便利ですが、この記述が正しいかどうか、やや疑問に感じます。中山みき著「おふでさき」は昭和3年に天理教教会本部から出版されたことはよく知られたことではないかと思いますが、なぜこのような書き方になったのでしょうか。今回はこの辺から出発して天理教の問題を考えてみました。

中山正善

≡  ウィキペディア
フリー百科事典

文A 1の言語版 ▾

ページ ノート

閲覧 編集 履歴表示 ツール ▾

出典: フリー百科事典『ウィキペディア (Wikipedia)』

中山 正善（なかやま しょうぜん、1905年（明治38年）4月23日 - 1967年（昭和42年）11月14日）は、天理教の2代真柱、管長。

人物 [編集]

天理教の教祖・中山みきの孫で初代真柱中山眞之亮の長男として生まれた。三島尋常小学校在学中の1914年（大正3年）12月31日に眞之亮が亡くなり、翌1915年1月21日に10歳9ヶ月で管長^[注釈 1]に就任した。しかしながら幼少であったため、山澤為造が管長職務摂行者として教務に当たった。14歳で旧制天理中学校に入学、19歳のときに旧制大阪高等学校に入学、1925年（大正14年）4月、学生身分ながら正式に天理教管長に就任、この年に後の天理大学となる天理外国語学校を設立し、自ら校長となっている。この関係で天理大学の創立記念日は、中山正善の誕生日の4月23日になっている^[1]。翌年には東京帝国大学文学部宗教学宗教史学科に入学し、恩師の姉崎正治の指導の下で「伝道ニツイテ」を卒業論文として、1929年（昭和4年）春に卒業した。その後は天理教の海外布教に尽力し、また1948年（昭和23年）には天理教原典の「おふでさき」、「おさしづ」を、1949年（昭和24年）には「天理教教典」を刊行し、今日の天理教学の体系を確立した。著書は「ひとことはなし」等多数。1967年に没し、長男の中山善衛が3代真柱に就任した。

中山正善



肩書き 真柱

個人情報

生誕 明治38年（1905年）4月23日
奈良県丹波市町（現・奈良県天理市）
三島町

「おふでさき」は明治16年に警察の目をごまかすため、焼いて無いことになりました。しかし、実際は書き写されて信仰者に読まれていきます。昭和3年の教会本部からの出版を待たず、何冊かの『おふでさき』が世に出ています。

熱心な信仰者が原本、あるいは、その写本を書き写して自ら親しみ、人にも伝えていたことは教祖ご在世中からあり、おふでさきの存在は、いわば公然の秘密であったと言えよう。それは、「実際は十七号ふでさきという、珍しいものがある。そんな。見たいなあ、聞きたいなあ、これはどうも見とうて／＼、聞きとうて聞きとうてならんというは、世界に多分ある。なれど、容易に見せる事は出けんで。又真に聞きたいと言う者には、そら聞かさにやならん。なれど、うっかり出せん。(明治33・9・14)」とのおさしづにも窺える。／ それだけに、個人的におふでさきの出版を試みる動きや、ずさんな出版をする者が少なくかかったようである。(「おふでさき公刊90年に思う」P14. 上田嘉太郎. 『みちのとも』2018. 10)



『劇画教祖（おやさま）物語』全一冊愛蔵版. 第五部第一章.1991

出版年	書名	出版者（団体）	内容等
明治26年	一出版計画のみ一	益智親友社	甲賀系の信者が出版社に依頼したが中止、完成品は焼却。
明治41年	紀陽版おふでさき	天理教紀陽支教会	身近にあった写本を印刷製本。極秘に作成も教会本部に知れ、訓戒。
大正5年	評註御筆先	大平隆平	全文かな、若干の歌に註が付いている。〈国会図書館公開〉
大正9年	天理教宝典	天理教宝典編纂会	現物を確認できない。
大正14年	御筆先分類註解	広池長吉	内容別に歌を別け、歌ごとに大意を付けている。〈国会図書館公開〉
〃	御筆先訳文	天理教同志会	仮名漢字混在文(仮名にルビ)
〃	御筆先	安江明	ほぼ原文通りの仮名漢字で表記。若干の歌に註あり。〈国会図書館公開〉

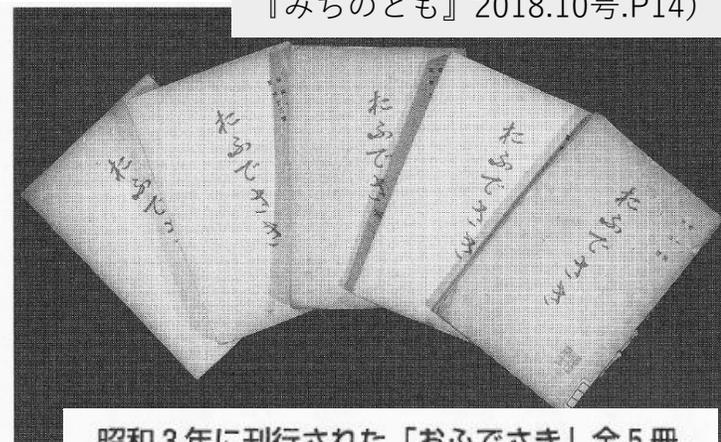
〈『天理教文献余話』早田一郎.2010.おやさと研究所〉による。〈国会図書館公開〉は、国会図書館のホームページで読むことができます。

公刊以後の『おふでさき』出版の動き

昭和3(1928)年、天理教教会本部は注釈付きの『おふでさき』を公刊します。これにより、「おふでさき」の解釈に枠がはめられることとなります。注釈は昭和12年、同23年に言葉遣い等が修正されて現在に続いています。

『おふでさき』の出版時期をまとめてみました。このほかにそれぞれの本の再版、縮刷版、普及版、ポケット版等が発行されています。

「ウィキペディア」が、昭和23年に「『おふでさき』……を刊行し」というのは、同年10月に「から」「にほん」が削除されていた1667首版を現行の1711首版に戻したことをいっているのでしょう。



『みちのとも』2018.10号.P14)

昭和3年に刊行された「おふでさき」全5冊。
脚注して註釈が付けられている

出版年	題名	出版者（団体）	内容等
1928(昭和3)年	おふでさき付釈義	天理教教義及史料集成部	4月から8月に1冊ずつ、5冊刊行。〈2冊国会図書館公開〉
〃	おふでさき講習会録	『みちのとも』昭和3年11月20日号	第1回教義講習会(昭和3年10~11月)を収録。
1936(昭和11)年●	おふでさき	著者中山みき発行人中山正善	教祖50年祭、立教百年祭の記念本
1937(〃12)年●	おふでさき釈義並に索引	天理教教義及史料集成部	現行の『おふでさき註釈』とほぼ同じ体裁。〈国会図書館公開〉
1939(〃14)年	おふでさき回収 回収対象は●のみ	天理教教会本部	文部当局からの独立当時の教典(明治教典)一式に則れとの指示による。(『潮の如く』P39)
1940(〃15)年	おふでさき(縮刷四版)	相続人発行者中山正善	回収以後に発行されている。
1947(〃22)年	おふでさき釈義	天理教教義及史料集成部上田嘉成	昭和21年の『みちのとも』連載をもとに公刊、注釈付き。
1948(〃23)年2月	おふでさき講義	上田嘉成	GHQの指示で、「から」「にほん」を削除、1667首版。
〃 10月	おふでさき付釈義	天理教教会本部	GHQに説明し、削除分を回復、一部釈義を変更。

昭和3年「おふでさき」出版の最終会議

『天理教事典第三版』は昭和3年に発行された注釈付「おふでさき」について、中山正善の手によるものという印象を受ける書き方をしていますが、「おふでさき」解釈の最終会議の写真を見ると、正善が会議の中心にいたとは思えないものになっています。『ウィキペディア』が記すような「今日の天理教学の体系を確立した」のは中山正善であるという印象操作が、教会本部の中で行われているような気がします。

原典の研究 原典とは「おふでさき」「みかぐらうた」「おさしづ」の三つの書物を指して呼称される用語である。この用語それ自体は、昭和24年（1949）に『天理教教典』が編纂されるについて、そのもととなった書物という意味合いを持っている。その意味で、「教典」に対しての根本聖典、つまり「原典」と言われるのである。しかし、今日においては、それは単に教典のもとになった書物という意味にとどまらず、それぞれの書物が、いずれも親神の直々の啓示を誌した書物であることから、教えの根源、根拠ないしは教えそのものを誌した聖典という意味で言われている。／ こうした原典を研究するに当たって、まず何よりも成されねばならないことは、それが啓示書であるだけに、それぞれの書物の厳密なクリティークとともに、原典の範囲決定である。／ この点に関しては、**中山正善2代真柱、また天理教教義及史料集成部の手によって、完璧が期されたもの**と考えられる。すなわち、大正14年（1925）、教義及史料集成部が創設され、「おふでさき」、「おさしづ」等の公刊が具体的にすすめられた。そうした中、厳密かつ慎重な手続きをもって、昭和2年から昭和6年にかけて、「おさしづ」が33巻にわたって公刊され、その間、**昭和3年には、「おふでさき」が注釈を付して公刊**された。（『天理教事典第三版』P321. 2018. 天理大学おやさと研究所編）

「おふでさき註釈」はどのようにして作られたのか

2022.08P15

正善氏は左端に居ます。正善氏を中心になって「おふでさき註釈」が作られたと考えるのは無理があるように思います。

昭和3年8月2日おふでさき解釈の会議を終えた教義及史料集成部の写真

山沢為造氏—正善氏幼少期の管長職務摂行者71歳
松村吉太郎氏—会議の実質的責任者62歳
中山為信氏—山沢為造氏の長男、正善氏姉と結婚、中山分家創立
山澤為次氏—山沢為造氏の次男、「教祖様御伝稿案」の筆者



ベースの写真は『みちのとも』2018年10号P7

「教義及史料集成部」の成立

『天理教事典』を読むと、教義及史料集成部が「おさしづ」と『おふでさき附註釈』及び『稿本天理教教祖伝』を出版したように書かれています。また、集成部を創設したのは中山正善氏ですから、同氏の考えが大いに反映されていると考えてしまうこととなります。しかし、実態は違うのではないかと思います。天理教の中にはその「教理」「教祖伝」を誰が作ったのかを隠したい勢力があり、その力が『天理教事典』の記述にも反映され、教内外の研究者を騙し続けているのではないのでしょうか。

教義及史料集成部

教義に関する諮問に答え、原典に関すること、教義に関する編述・研究、史料の収集および保管、記録に関することなどを掌る部署である。／ 大正14年（1925）4月、中山正善2代真柱の管長就職（当時）の記念事業の一つとして創設され、最初に着手したのが天理教教祖伝の編纂であった。

その後、「おさしづ」と『おふでさき附註釈』をはじめとして、『おふでさき索引』『おやさまのおもかげ』（上。）の出版、『御教祖伝史実校訂本』編纂、昭和普請の建築資料の整理およびその写真帖の編纂、教校別科の教案および予習科読本の作成、『真柱訓話集』の出版（昭和16年より毎年）、第2次世界大戦後には、『復元』の出版、『天理教教典』『原典集』の編纂、教祖（おやさま）70年祭には『稿本天理教教祖伝』の出版、教祖80年祭には「おさしづ」改修版の編纂および広報活動、「おふでさき」・「みかぐらうた」・教祖伝・別席台本の英訳、教祖90年祭には『稿本天理教教祖伝逸話篇』の編纂、その後は「おさしづ」縮刷版の出版、『中山真之亮写真集』の編集、2代真柱10年祭を目指しては『思い出』の編纂と『中山正善写真集』第1集の編集、そして学校の教義科授業充実に協力する上から『高枚教義科副読本』『中学校教義科読本』と小学校副読本『よふきぐらしの本』の編集、教祖百年祭前後には『おさしづ索引』の出版、2代真柱20年祭を目指しては『写真集』の編集にあたった。

－以下略－（『天理教事典第三版』P275. 2018）

第一の方向は、大正14年に設けられた天理教教義及史料集成部において、二代目真柱、中山正善の主導下に進められた教祖伝と「原典」（『みかぐらうた』、『おふでさき』、『おさしづ』）の実証的研究である。（「天理教研究史試論」P72. 島菌進. 『日本宗教史研究年報. 3号』1980）

1925（大正14）年、二代管長に就任したばかりの中山正善主導のもと、天理教本部に教義及史料集成部（以下、集成部）が開設された。すでに述べたように、これは天理教の教義形成史上画期的な事件であった。（「教学と宗教学の幸福な結婚？」P10. 渡辺優. 2019年10月『天理大学学報』（71巻1号））

『おふでさき通解』は最近出版された「おふでさき」解説書です。引用部分は冒頭の「はしがき」で、「時に註釈と異なる解釈をしている箇所もあります」と特にことわっているのは、「おふでさき」解釈は註釈に従うことが前提になっているからです。このことを文字にしたものに、非常に柔らかい表現ではありますが、島藺進氏の「天理教研究史試論」があります。同氏は「天理教研究史試論」の最後に「教学的研究の可能性」という章をつくり、そこで『おふでさき』には、当時の教祖の生活状況や身近の出来事を知らなくては理解できない部分が少なくない。ところが従来の研究は、そうした部分については昭和三年の天理教教義及資料集成部編『おふでさき附釈義』全五巻(天理教教義及史料集成部)の註釈によって定着された伝統的な解釈にまかせ、それ以上の詮索を加えるのをつつしむ傾向があった。」とし、それを越える研究として「木村善為「<おふでさき>第一号19首20首の考察—特に<ハぶく><ハぼく>の歴史的解釈と用字について」を挙げています。

この『おふでさき通解』は、婦人会の支部長、主任を対象とする例会の勉強会で、平成20年1月から24年1月まで話したものが元になっています。その後、文字に起こし、『みちのだい』誌に連載したものに加筆、訂正の上、一冊にまとめたものです。

一中略— 勉強会では、註釈付きの『おふでさき』をテキストとして使用しました。そんなこともあって、折にふれて註釈や註を引用したり、言及したりしています。時に註釈と異なる解釈をしている箇所もありますが、あくまで私個人の現時点における理解であり、受講者、読者の参考になればということです。(『おふでさき通解』P1. 上田嘉太郎. 2017. 天理教道友社)

聖典研究の展開

中山正善の教学路線と「権威本」によって定められた枠組をこえ、教祖の信仰と教えの形成過程を理解しようとする研究の可能性は、聖典研究の展開のなかにも見出せる。すでに述べたように(二-(1))、従来の聖典研究が聖典の「教理」内容を教祖の人生から切り離れたうえで行われたものだったとすれば、新しい可能性をもつ研究は、聖典と教祖の人生のつながりを回復しようとする志向をもつものであろう。実際、そうした志向をもつ研究が三つの方向から現れているように思われる。

第一に教祖伝の史実、すなわち教祖の生活状況との関係に注目しようとする研究がある。「おふでさき」には、当時の教祖の生活状況や身近の出来事を知らなくては理解できない部分が少なくない。ところが従来の研究は、そうした部分については昭和三年の天理教教義及資料集成部編『おふでさき附釈義』全五巻(天理教教義及史料集成部)の註釈によって定着された伝統的な解釈にまかせ、それ以上の詮索を加えるのをつつしむ傾向があった。木村善為「<おふでさき>第一号19首20首の考察—特に<ハぶく><ハぼく>の歴史的解釈と用字について」(『天理教学研究』17、昭和42年10月)

や松谷武一「原典研究の方法についての一考察—河内・刑部村の雨乞を一例として」(「天理教学研究」20、昭和45年10月)は、こうした傾向に対する鋭い批判を含む研究である。木村は『おふでさき』第一号の19首、20首に現れる「ハぶく」「ハぼく」(和睦)が、従来明治維新の政治的混乱の收拾を意味すると解釈されてきたのに対し、政治史とみき身近の史実の双方を参照しながら、むしろ教団内部の指導者層に関することなのではないか、と論じている。(「天理教研究史試論」島藺進、『日本宗教史研究年報. 3号』P98. 1980. 佼成出版社)

木村善為「<おふでさき>第一号十九首二十首の考察」-「上」とは「お道の指導者層」

木村善為「<おふでさき>第一号十九首二十首の考察」を要約すると、
《『おふでさき註釈』は、「上」を、新政府のことと解釈している。しかし、この時期、天下の趨勢は、新政府の方に決しており、和睦を必要とするような勢力はない。ゆえに、『註釈』の解説には無理がある。「おふでさき」1号は、「やしきのそうじ」と「つとめ」が主題であり、19, 20についても、それらに関連すると解釈するのが、妥当である。ここでの和睦とは、「内」のことではないかと考えられる。「上」も、対外的な権力者ばかりでなく、「お道の指導者層」についても言われたのではないか。『お道を、まだ、せかいなみの教えであるさえ思っ
て行動する内なる “上” たる者の心をしずめ、和(やわら)ぎむつぶよう、むつかしいことであるが、親神が働こう』が、19, 20の意である。》
となります。これは「註釈」の解釈を正面から否定した、たぶん昭和3年以降最初の論文であると同時に、「お道の指導者層」を批判するという点でも画期的なものです。

教会本部の解釈

【昭和3年版『おふでさき附釈義』に付けられた註】

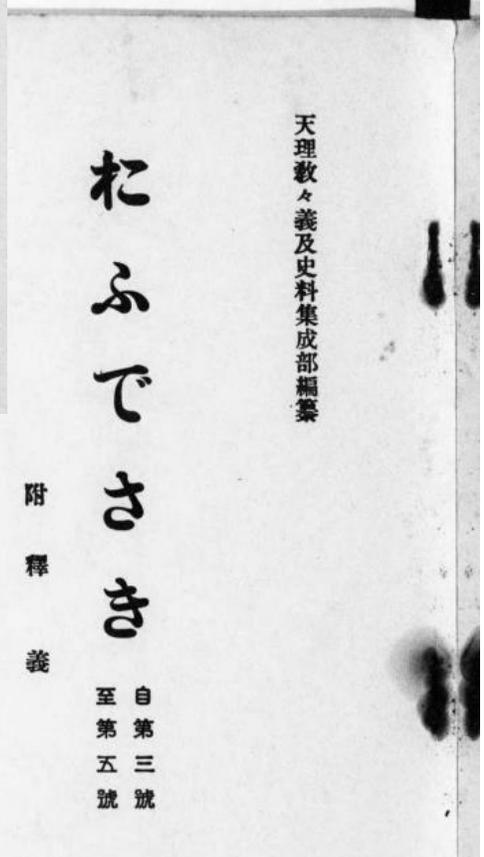
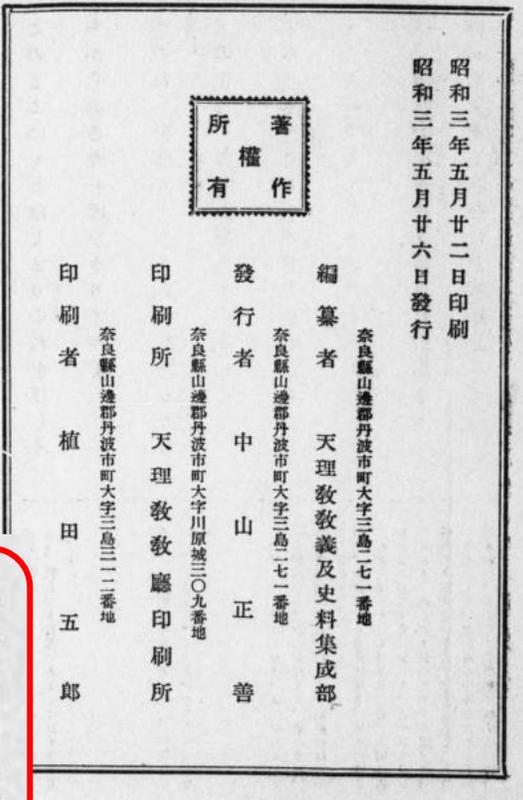
十九、これからは、上に立つ人々は、心を平静にして互いに融和するのである。
二十、この融和は難しいようであるが、次第に親神が守護するから、やがて実現するに違いない。／註 当時即ち明治二年の頃は維新創業の際で、人心不安で疑惑深く、表面新政府に帰順しながら、内心歴代君侯の恩を思うてひそかに事を謀る者があり、果して平穩に藩籍奉還が実行出来るかと疑問視された位で、新政府と佐幕派との二勢力は何時になれば融和できるかわからないやうな状態であった。右二首のお歌は此両者対峙の国情に対して、親神様は、日本は万世一系の天皇を君主と仰ぐ万邦無比の国体であるから、将来人心必ず朝廷に帰して融和す可きを念ひ、且親神の守護も亦それにある事を述べられたものと考えられる。

一号19. このさきハ上たる心たん／＼と
心しづめてハぶくなるよふ
20. このハほくむつかしよふにあるけれど
だん／＼神がしゆこするなり

教会本部の解釈は、「新政府に帰順しながら、内心歴代君侯の恩を思うてひそかに事を謀る者」がいるので、それと新政府が和解することとの趣旨です。昭和3年版と現行版との違いは「日本は万世一系の天皇を君主と仰ぐ」といったことが削除されていることです。

【註釈一現行版】一九、これからは、上に立つ人々は、心を平静にして互に融和しなければならない。／ 二〇、この融和は難しいようであるが、次第に親神が守護するから、やがて実現するに違いない。／註 当時即ち明治二年の頃は維新創業の際で、人心不安で疑惑深く、表面新政府に帰順しながら、内心歴代君侯の恩を思うてひそかに事を謀る者があり、果して平穩に藩籍奉還が実行出来るかと憂えられた位であった。右二首のお歌はこの国情に対して、親神様は、将来人心必ず一に帰して安定す可きを念ひ、月日親神様の守護もまたそれにある事を述べられたものである。

昭和3(1928)年発行『おふでさき附釈義』

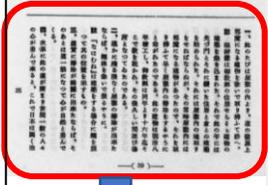


昭和3年発行『おふでさき附釈義3-5』。国会図書館蔵本

三号1~4に関する新解釈の出現

これは昭和3年5月に刊行された『おふでさき自第三号至第五号』の表紙・奥付と三号1~4の部分です。この本部解釈を覆す論文が1989年に出現します。池田士郎著「原典成立とその時代」です。

1. このたびハもんのうちよりちものはやくいそいでとりはらいせよ
2. すきやかにそふぢしたてた事ならばなハむねいそぎたのみいるそや
3. しんぢつにそふぢをしたるそのちハ神一ぢよで心いさむる
4. だんへとせかいの心いさむならこれがにほんのをさまりとなる



一、此のたびは屋敷の内より、道の發展上邪魔になる建物を急いで取り拂ふて終へ。
 註 親神様は御教祖の住居せらるゝ建物の建築を急ぎ込まれた。それで此の年には先づ門とそれに續いた住居と倉との建築を始められた。それには屋敷内の地取りをせねばならぬが、その當時屋敷内には邪魔になる建物があつたので、それを取り拂ふて早く屋敷内の掃除をするやうにと急がれたのである。此の建物は明治八年竣工し、御教祖は同年より十六年迄そこで教を説かれ、その後久しい間運び場所となつてゐたのである。
 二、速かに残る限なく屋敷の掃除が出来たならば、繩棟を急いで張るやうに。
 註 「なはむね」は建築をする場合に繩を張つて其の位置を示すもの。
 三、眞實に掃除が綺麗に出来たならば、そのあとは道一筋になつて心が自然と勇んでくる。
 四、次第に此の道が廣まり世間一般の人々の心が勇んで来ると、これで日本は圓く治

「とりはらいせよ」とは神道説教

これは昭和3年版と同じ部分の「現行版」です。初版として昭和3年の日付が入っています。註釈の部分は言葉遣い等が少し違いますが、内容はほぼ同じです。

註釈によれば、この4首は「教祖のお住まいになる建物の建築」に関するもので、「明治8年にしゅん工した」中南の門屋のこととされています。

ところが「原典成立とその時代」では、明治6年11月につとめ場所で行われたと推定される石上神社神職による三条の教則説教の史料を基に、「たちもの」を「とりはらいせよ」とは、教祖の話が説かれるべき場所に混入した神道の教えを排除せよという意味であるという説が述べられています。

おふでさき 付註釋

このたびはもんのうちよりたちものをはやくいそいでとりはらいせよ
 すきやかにそふちしたてた事ならば
 なハむねいそぎたのみいるそや
 しんぢつにそふちをしたるそのうちハ
 神一ちよで心いさむる
 だんく〜とせかいの心いさむなら
 これがにほんのをさまりとなる

第三号 一―四 三十九

一、この度は屋敷の内から、道の發展上邪魔になる建物を取り払うて了え。
 二、速やかに残る隈なく屋敷の掃除が出来たならば、なわむねを急いで張るようになる。
 三、真実に掃除が奇麗に出来たならば、そのあとは道一筋になって心が自然と勇んで来る。
 四、次第にこの道が弘まり世間一般の人々の心が勇んで来ると、親神の真意が人々の心に行きわたって、これにほんは円く治まるよ

現行版『おふでさき附釈義』

一、この度は屋敷の内から、道の發展上邪魔になる建物を取り払うて了え。
 二、速やかに残る隈なく屋敷の掃除が出来たならば、なわむねを急いで張るようになる。
 三、真実に掃除が奇麗に出来たならば、そのあとは道一筋になって心が自然と勇んで来る。
 四、次第にこの道が弘まり世間一般の人々の心が勇んで来ると、親神の真意が人々の心に行きわたって、これにほんは円く治まるよ

註 親神様は、教祖様のお住いになる建物の建築を急き込まれた。そこで、この年には先ず門とそれに続いた住居と倉の建築を始められた。それには屋敷内の地取りをせねばならぬが、その当時屋敷内には邪魔になる建築があったので、それを取り払うて早く屋敷内の掃除をするようにと、急がれたのである。

註 なハむねは、建築をする場合になわを張ってその位置を示すもの。
 こうして新しく建築せられた建物は、明治八年しゅん工し、教祖様は同年から十六年まで、そこで教を説かれ、その後久しい間運び場所となっていた。中南の門屋と呼ばれていた建物が即ちこれである。

昭和三年(自四月二十六日)初版発行
 昭和五十二年十月二十六日印刷発行

版権 所有
 編纂兼 発行者 天理教会本部
 印刷者 天理時報社
 奈良県天理市三島町二七一番地
 奈良県天理市川原城町三〇〇番地

つとめ場所で、神道説教が行われた—「とりはらい」の対象は「高山の説教—神道的国民教化の教説」

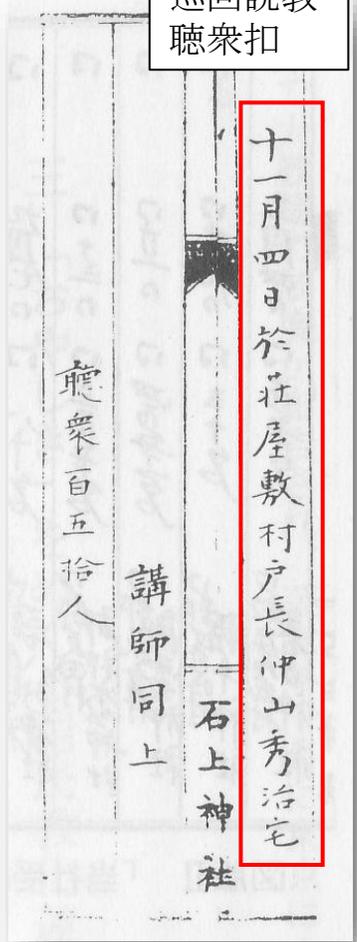
「おふでさき」三号の表紙には「明治七戌年一月ヨリ」と書かれています。これは秀司の筆で陽暦です。外冊には、5首目のところに「十月三日」とあります(『おふでさき通訳』P65)。これは教祖の直筆で陰暦です。これを陽暦に直すと11月22日になります。表紙には明治7年から書かれ始めたことになっていますが、実際は明治6年11月に書かれたのです。そこで「教導課日記」「巡回説教聴衆扣」の日付「11月4日」は「おふでさき」三号が書かれる3週間ほど前ということになります。

十一月四日庄屋敷村
派出／幸田井上植嶋立
川新宮／氏神春日神社
二において聴衆百五十名

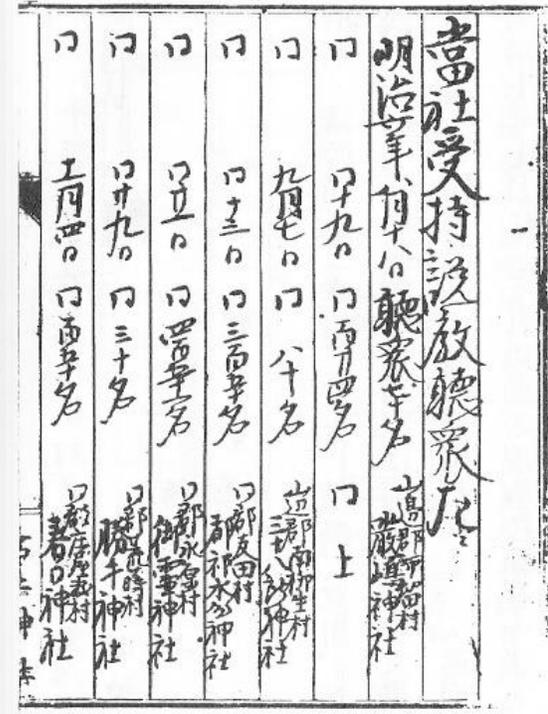
ここで、「たちもの」という言葉が表現しているものとは、具体的には、「つとめ場所」であり、内容的には、その場所で行われた「三条の教則の説教」であると池田氏は解釈します。

2の「なわ」には、ただす、すみなわで曲がりをおすように、まちがいをただすという意味があり、1, 2のおうたは、お屋敷に入り込んできた「高山の説教—神道的国民教化の教説」を取り払い、間違いを正して、神の教えに戻せという教祖の思い表現しており、このように解釈すると、三号が《148 高山のせきよきいてしんしつの 神のはなしをきいてしやんせ》で締めくくられている意味がよく理解できます。

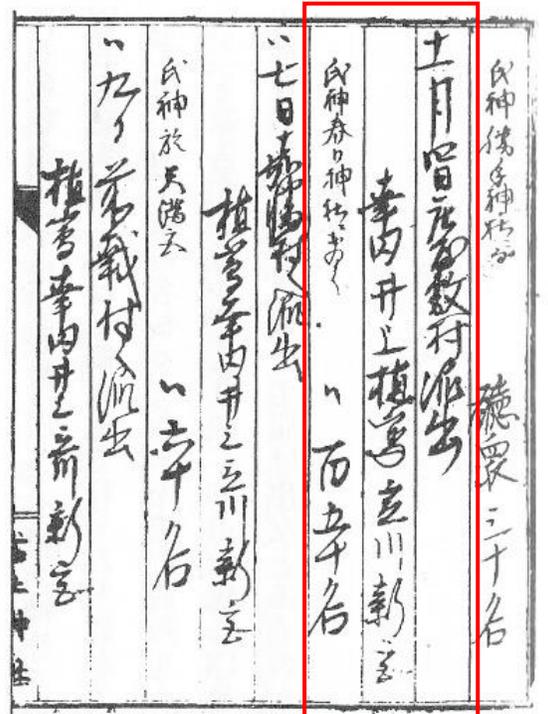
巡回説教
聴衆扣



原典成立とその時代 P185



図版II 「当社受持説教聴衆届」



図版I 「教導課日記」

「原典成立とその時代」池田士郎. 『教祖とその時代』1991.道友社 (初出『ビブリア (天理図書館報)』93号1989)

教部省と大教院に指導された教導職たちは、地方の各神社や寺院を説教所として、三条の教則に基づく説教を全国的に展開した。説教日を定めたり、高札を掲げて説教を聞きに来るように呼びかけたので、多くの人びとが教導職たちの話を聞きに来たようである。記録によれば、一カ所に千人もの聴衆が集まった報告もある。また、村の有力者の家で行われることもあったようである。もちろん、こうした説教へは役所等からの指示で半ば強制的に動員された聴衆も多くいたことは想像に難くないが、それにしても「此の神道的教化運動は明治7、8年ごろまで可なり盛んに行はれた」との見方があるように、教導職たちの熱心な活動に支えられていたのも事実である。その意味では、教導職制度は宣教使制度とは比較にならないほどの成果をあげたと言える。明治6年から明治8年までの足かけ3年ほどは、この教導職による大教院の宣教活動が最も活発に展開された時期であり、教祖の周辺にもこの波がおしよせていた。

ところで、奈良に中教院が開設されたのは明治7年3月17日のことであったが、石上神社では、すでに明治6年9月17日に教導職を任命して、説教活動を始めていたことが『明治六年教導課日記 石上神社』（天理図書館近世文書 一三六一—近二九 四）に記されている。それによると、9月17日に教導可多専務事として幸田思成、井上治助、立川弘毅、新宮龍善の四名が任命され、他に教導可多兼務事として植島頼政が任命され（植島は10月17日に専務となっている）、翌18日より説教を執行している。聴衆は男10名に女20名の30名と記されている。場所は記載されていないのでわからないが、おそらく石上神社であったと思われる。それは後日の事項を見ると、石上郷の各村で説教が行われる時には講師を派出、との記述があるところから判断するならば、無表記は石上神社で行ったと見るべきであろう。

以後、精力的に説教を行った様子が窺われるが、多くは石上郷の各神社を巡回して説教をしたようである。その中の一つに、明治六年記載分として「十一月四日庄屋敷村派出／幸田 井上 植嶋 立川 新宮／氏神春日神社ニおゐて 聴衆百五十名」（図版Ⅰ）という記述がある。このことは、石上神社の大宮司菅政友、少宮司今園国映の連名で明治7年5月に大教院へ届け出た『当社受持説教聴衆届石上神社』（天理図書館近世文書 一三六一—近二九 五）に、「同（明治六年）十一月四日同（聴衆）百五十名 同（山辺）郡庄屋敷村 春日神社」（図版Ⅱ）との記述があることによっても確認することができる。

だが、奇妙なことに、「明治七年七月／巡回説教聴衆扣／石上神社」（天理図書館近世文書 一三六一—近二九 二）という詳細な巡回説教の記録では、明治6年11月4日の項に「於庄屋敷村戸長仲山秀治宅／講師同上（幸田、井上、植嶋、立川、新宮）／聴衆百五十人」（図版Ⅲ）とある。文書の表書きを見る限り、この『巡回説教聴衆扣』は前の二つの文書より後のものということになるが、内容的には明治六年の『教導課日記』と同じころのものと思われる。『巡回説教聴衆扣』は明らかに日付の前後するものが綴じられており、明治7年7月に、それ以前の説教控類を一まとめにしたものであろう。むしろ、半ば公的な『教導課日記』や『当社受持説教聴衆届』の作成に際しての原資料となったものと思われる。というのも、『教導課日記』や『当社受持説教聴衆届』では、説教はすべて村の神社で行われたことになっており、個人宅での記述がないのに反し、『巡回説教聴衆扣』では、個人宅で行った記述が各所に見られる。すなわち、神道的国民教化を実践する石上神社としては、石上郷の各村々で行った巡回説教を大教院やその他の役所に報告するに際して、個人宅よりも神社で行ったと報告する方が、より強く神道教化を印象づけると判断したものと考え、個人宅で行われた説教はすべて村の神社でしたことに変えて届け出たとみるのが妥当ではないだろうか。（「原典成立とその時代」池田士郎、『教祖とその時代』.P184.1991.道友社）

……明治6年ごろの「おやしき」は、元治元年（1864）の「つとめ場所」の普請完成当時とさほど変わらないとするならば、150名もの人員を収容できる唯一の建物は「つとめ場所」以外にはありえない。仮に、屋外であれば、表門と「つとめ場所」との間の庭に筵を敷いた可能性が高いが、この庭こそは後に「かんろだいのちば定め」の行われた庭にほかならない（図版W）。だからこそ、明治7年1月「おふでさき」第三号が執筆されるや、／このたびハもんのうちよりたちものを はやくいそいでとりはらいせよ(三号1)／すきやかにそふぢしたてた事ならば なハむねいそぎたのみいるそや(三号2)／しんぢつにそふぢをしたるそのうちハ 神一ぢよで心いさむる(三号3)／ という「やしきの掃除」をせきこまれ、続いて／ しんぢつに神の心のせきこみわ しんのはしらはやくいれたい(三号8)／このはしらはやくいれよとをもへども にごりの水でとろわがらん(三号9)／この水をはやくすますもよふだて すいのとすなにかけてすませよ(三号10)／このすいのどこにあるやとをもうなよ むねとくちとがすなとすいのや(三号11)／ という「かんろだい」を据えることに話題が移っていくが、「おやしき」で神道的国民教化の教説が話されている情景を重ね合わせる時、教祖の口をついて出る親神のせきこみの厳しさに襟を正さずにはおれない。それは、／にち／＼に神のはなしがやま／＼と つかゑてあれどとくとかれん(三号19)／なに＼てもとかれん事ハないけれど 心すましてきくものハない(三号20)／ というお歌に窺うことができる。

吉田神祇管領家の公許が無効になったからとは言え、教祖は親神の教えを取り次ぐべき側の者が新政府の宗教行政に手を貸すことを厳しく戒められている。たとえ、それがご高齢の教祖の身を案じる上からやむなく取られた処置であったとしても、教祖は公的な政治権力による認可を厳しく止められた。そのことは、明治3年ごろ、側の人びとが新政府に公認を願い出ようとされたことに対して、「願に行くなら行ってみよ、行きつかぬうちに息が尽きるで。そんな事願に出るのやないで」という毅然とした態度にも現れている。／ 親神の教えを説くべき場所である「ちば」で、神官僧侶といった教導職がどのような説教をしていたのかは不明であるが、「教導課日記」の末尾に綴じられた「皇国々体」や「神徳皇恩之説」等のメモ類を見る限り、いわゆる皇国史観に基づく天皇現人神の教説であったと言わざるをえない。そこで説かれる神は皇祖の神々であり、それを国家統合の祭祀として人びとに教えることこそ教導職制度の意図したところである。こうした皇祖神が教祖の口を通して説かれる親神とまったく異質のものであることは言うまでもないが、当時の人びとにしてみれば、その違いをはっきり認識できず、いわゆる「上」と「神」を混同したとしても不思議ではない。／ したがって、「おふでさき」第三号以下では、いわゆる「高山の上」と親神との違いを、身の内の守護の働きを芯に積極的に教えておられる。そして、教祖は、人びとが身の内の守護という親神の如実な働きに思いを寄せることを、／ 高山のせきよきいてしんしつの 神のはなしをきいてしやんせ (三号148) ／ とのお歌に託しておられる。この「高山の説教」とは、明治国家形成期におけるナショナリズムの精神的支柱として、新政府が強力に指導した教導職制度による神道的国民教化の説教にほかならない。（「原典成立とその時代」池田士郎.P187）

池田説は、天理図書館所蔵の史料を読み解いた上での結論であり、思想内容を「それが説かれた場所」で表現し、その思想を取り払えということだとする解釈は、おふでさきの言葉の使い方(第三者が読んでも理解しにくい、当事者なら分かる)にも合致しており、大変信頼のおけるものだと思います。

しかしながら、上記の解釈は三号1の「おふでさき註」やそれに基づいて組み立てられた「おふでさき」解釈全般から外れるため、池田氏が紹介した史料は、「十柱の神」考(その2) (早坂正章「天理教学研究37号」P33.1999)や、1986(昭和61)年に教籍を剥奪された八島英雄氏がその個人誌『ほんあづま』で数回(292号P7-1993、372号P22-2000、376号P13-2000、417号P26-2003)触れただけで終わってしまいました。

2000(平成12)年から天理教機関誌『みちのとも』に連載された「おふでさきを学習する」(安井幹夫著)は、2001年9月号に掲載された「第18回」が、3号冒頭からの内容になっているのですが、1~7のおうたについては一言も触れていません。著者の安井氏の立場になってみれば、天理図書館所蔵の史料に基づく池田説を紹介したいところですが、それでは教会本部発行の「註釈」解釈を否定することになるというジレンマがあったと想像されます。

三号初回の解説記事が8首目から始まる「おふでさきを学習する」

(イ) しんのはしら—この世の治まりがつく

第一号で「はやくてをどりはじめがけ」(15)、第二号で「をくはんみちをつけかける」(1)と述べられたように、まず「つとめ」の完成に向けて、何をしようとされるのか、その当面の話をされた。さらに、「をもてでよふとをもへとも」(二号13)、「からとにほんをハける」(34)と、布教についても言及された。／そこでは基本的に「うち」には「つとめ」、「せかい」に対しては「布教」という二つの場面を分けながら、話をされたが、もちろん、両者は別々のものではなく、密接一体の関係においてあるものである。／たとえば、「こふき」という言葉を軸にして考えてみると、つとめによるたすけの成就が末代の「こふき」であるといわれている(二号8~10)。また「こふき」をひろめて、からをままにする(十号88)ともいわれる。

前者はつとめ、後者は布教にかかわるお話である。つまり世界たすけをすすめていくなかでの、話の場面的区別をいわれているものといえる。いずれにしても、ぢばに据えられたかんろだいを囲んで、つとめを勤修するということが、すべての核心である。第三号においては、こうした点について、さらに具体的に話をされた。そこに、かんろだいが中心的な話題となってくる。

三号8~13に、—三号8~13の引用以下略—。(『おふでさきを学習する』P135. 安井幹夫. 2016. 私刊本〈初出は『みちのとも』2001.09〔第18回〕〉)

「とふぢん」＝吉田神祇官領説

『おふでさきを学習する』で三号1～7の解釈を飛ばした安井氏は、その前回である17回で面白い解釈を披露しています。それは「とふぢん＝吉田神祇官領」説です。現行版「註釈」は「とふじんとは、つづいて生み下ろされた者、従って、この度次にこの教を説き聞かして頂く者、未だ親神様の教を知らぬ者をいう」となっているので、註釈を超えた解釈といえるでしょう。安井氏はまず「地理的、政治的な地域を示す概念ではない」と前置きします。これは戦前の註釈が「註『から』は外國の意」とあったのを戦後版では別の解釈に変えられていることを念頭に置いたものです。次に、戦後の解釈を引用して、具体的にはそれが「吉田神祇官領の公認を得ていた」ととします。安井氏は自説を述べるに際し、戦前と戦後の註釈を踏まえたうえで、戦後の抽象的な解釈について、具体的なものを提示するという形をとっています。抽象的な註釈の説明を具体的な表現にただけだから、註釈と異なる解釈をしたわけではないというわけです。

ちなみに、「おふでさき」の註釈で、戦前版と戦後版で大きく変わったのは、この「から」「にほん」の部分だけかと思います。

第二号31～34で、／	これからハ <u>から</u> と <u>にほん</u> のはなしする	なにをゆうともハかりあるまい	二	31
	<u>とふぢん</u> がにほんのぢいゝ入こんで	まゝにするのが神のりいふく	二	32
	たん／＼とにほんたすけるもよふだて	とふじん神のまゝにするなり	二	33
	このさきハからとにほんをハけるてな	これハかりたらせかいをさまる	二	34

と記される。からとにほんについては、二号47の「註釈」に詳しいので、再説しないが、ただ「なにをゆうともハかりあるまい」と仰せになるだけに、その概念規定については注意を要する。／ それは地理的、政治的な地域を示す概念ではない。つまり日本、唐というような具体的な地域、国を思い浮かべての解釈は成り立たない、ということである。そのようなごく常識的な考えでいけば、親神の言っている話が何のことか、さっぱり分からなくなるぞ、とまず注意を促された。／ からとにほんについての最初の話題は、次の32である。この「とふぢんがにほんのぢいゝ入こんで」というのは、どういう事態なのであろうか。／ 「とふぢん」とは、いまだこの道の教えを知らない者の意であるが、その者がにほんの「ぢい」(地)―ぢばのある所、最初に教えが説かれるべき所、に入りこんで、我が欲しいままに振る舞っている。これが神の立腹するところである、といわれた。このことは僧侶や医者、山伏たちのお屋敷への乱暴、干渉、迫害の出来事を思い出させる。が、時代的な背景からいえば、明治二(1869)年という時期は、一部村人からの妨害はあったとしても、比較のおだやかな時ではなかったか。それというのも、慶応三(1867)年七月に、吉田神祇官領の公認を得ていたからである(吉田神祇官領の廃止は明治三年)。／ とするならば、実は、この公認を得ているということ、そのこと自体が、「とふぢんがにほんのぢいゝ入こんでまゝにする」ということになりはしないだろうか。

法治国家であるかぎり、法に従い、法の範囲内での活動しか許されないのは、人間社会からいえば、ごく当然のこととされる。ただ問題は、ない人間ない世界を創造し、いまでも守護している親神の教えが、吉田神道に属する形になっていることである。何も知らない「とふぢん」が「にほんのぢい」に入りこんで、支配している姿である。それではどうにもならないのであって、親神がとふぢんをままするところにこそ、たすけの模様立てがすすめられる。(『おふでさきを学習する』P125. 初出『みちのとも』2001. 08)

【現行版註釈二号31～34】

現行版の註釈は、47の註に具体的な意味が書かれていて、そこには「にほん＝創造期に親神様がこの世人間をお創めになったちばのある所」で、「にほんのもの＝最初に親神様に生み下ろされたる者」であり、「から＝創造期に人間が渡って行ったところ」で、「とふじん＝つづいて生み下ろされた者」とあります。この説明もあまり意味がわかりません。戦前版の註釈はかなり具体的だったのですが、戦後GHQの検閲を通らないと忖度して、昭和23年に「から」「にほん」を削除した1667首版が出されたことはすでに述べました。

【現行版註釈31～34】

31. これからはからとにほんの話をするが、親神がどのような事を言うか、一寸には分からないであろう。

註 本歌以下第三四のお歌まで、本号、四七註参照。

32. 親神の教を未だ知らない者が、にほんにはびこるようになって、思いのままに振舞っているのは、親神のまことにもどかしく思うところである。 註 本号四七註参照。

33. 親神はだんだんとにほんに親神の真意を行きわたらせ一列を救ける段取りをしているから、未だ親神の教を知らない者にも、やがて神意を了解させて、心置きなく勇んで神恩に浴し得るようにする。

34. 今後はからとにほんの理を分けるようにするが、これさえ分かって来たら、人々の心は澄み切って世界は円満に治まるようになる。

【現行版註釈47】（※47. とふじんとにほんのものとハけるのハ 火と水とをいれてハけるで）

四七、未だ親神の教を知らない者と、親神の真意を悟った者とを分けるのは、親神の絶大な力を現してすることである。

註 にほんとは、創造期に親神様がこの世人間をお創めになったちばのある所、従ってこの度先ずこの教をお説き下さるところ、世界たすけの親里のあるところを言い、からとは、創造期に人間が渡って行ったところ、従ってこの度この教の次に普及さるべきところを言う。従って、にほんのものは、最初に親神様に生み下ろされたる者、従って、この度この教を先ず聞かして頂く者、親神様の真意を悟った者を言い、とふじんとは、つづいて生み下ろされた者、従って、この度次にこの教を説き聞かして頂く者、未だ親神様の教を知らぬ者をいう。

にほんとかからに関する一れんのお歌は「おふでさき」御執筆当時、科学技術を輸入するに急なあまり、文明の物質面にのみげん惑されて、文明本来の生命である人類愛共存共栄の精神を理解しようともせず、ひたすら物質主義、利己主義の人間思案に流れていた当時の人々に厳しく御警告になって、早く親神様の真意を悟りたすけ一条の精神に目ざめよ、と御激励になったお歌である。即ち、親神様のお目からごらんになると世界一列の人間は皆可愛い子供であって、親神様の真意を知るも知らぬも、先に教を受ける者も次に教を受ける者も、その間に何の分け隔てもなく、究極に於て、一列人間を皆同様に救きたいというのが親心であるから、親神様は一列の心が澄切って一列兄弟の真実にめざめ、互い立て合い助け合いの心を定めて朗らかに和やかに陽気ぐらしをする日を、一日も早くとお急き込み下さされている。（第十号五五、五六註、第十二号七詮参照。火と水については本号四〇註参照）

戦前版では、「にほん＝日本＝根の国」「から＝外国＝枝先」とし、「外国が枝先であり日本は根の国である順序の理を明かにする」としています。これではGHQの検閲には通らないので、まず「にほん、から」の部分は削除した1667版を出し、それから戦後版の註釈に変更して検閲を通したのです。繰り返しになりますが、安井氏の解釈は、「それは地理的、政治的な地域を示す概念ではない。つまり日本、唐というような具体的な地域、国を思い浮かべての解釈は成り立たない」と前置きしたのち、教内の問題として「とふぢん＝吉田神祇官領」説を打ち出しています。

【昭和3年版註釈31～34,46,47】

31. 註「から」は外國の意。
32. 世界一列はみな兄弟であるから、生みおろした親である親神からすると、子の可愛さに変わりはないが、日本はもと／＼根の國宗家の國であり、外国は枝先、分れた國であるから、その親國である日本へ子供の國の者が来て我まゝ振舞をするのは、順序の理を無視したもので、親神の意に添ふ事が出来ない。
33. 爰に於て親神は日本の立場を明かにし、外國人をして次第に此親神の道に帰依せしむるやう守護するのである。
34. 今後は外國が枝先であり日本は根本の国である順序の理を明かにする。此理が人々に諒解出来たら世界は圓滿に治まるのである。
46. 上に立つ人々の間に勢力を張らんとしてゐる外来思想と、我国固有の思想とを混同しないやう、外来思想に対してはこれに妄従することなく、嚴正なる批判を加へ、我国体国民性に適合するものは之を採り、我国情に適せざるものは之を排除するやう苦心するのは、これを以て動揺せんとする我国の中心思想を確立せんとするからである。註 「はしら」は親神を指す。
47. 外来思想と日本固有の建國の精神とを判然區別するに當つては、親神はその實現に力を致すのである。

【昭和12年版註釈31～34,46,47】

31. 註. からは、古昔、朝鮮（韓）の称であつたが、後、支那（唐）を指し、更に転じて一般外國を意味する様になつた。
32. 世界一列はみな兄弟であるから、生みおろした親である親神からすると、子の可愛さに変わりはないが、日本はもと／＼根の國であり、外国は枝先の國であるから、その根の國である日本へ枝先の國の者が来て先進國だと威張るのは、順序の理を無視したもので、親神の意に添う事ができない。 註 明治2年頃の日本の有様と考え合わすべし。
33. ここに於いて親神は日本の立場を明かにし、外國人をして次第に此の親神の道に信順せしむるやう守護するのである。
34. 今後は外國が枝先であり日本は根の國である順序の理を明かにする。此理が人々に諒解出来たら世界は圓滿に治まるのである。
46. 国民の上層部の人々の間にも、正しい日本精神に目覺めた者と、未だ外来思想に眩惑されて居る者とあるが、この選り分けが何より肝心な事で、その選り分けの爲めにも甘露台の建設を急ぐのである
47. 外来思想に迷うて居る者と、日本精神の者とを何うして分けるかと言うと、それは親神の絶大なる力によって分けるのである 16

『稿本天理教教祖伝』には、慶応3年、秀司が吉田神祇官領の認可を得たことが書かれています。安井氏はこの「吉田神祇官領」こそ「とふじん」だというわけです。なぜそのようなことがいえるのでしょうか。それを知るためにその認可取得までの経緯を確認する必要があります。

これに関して天理教教会本部は二つのことがらを公表していません。一つは、元治元(1864)年の小寒名義の裁許状の存在です。これは『中山みき研究ノート』(P108.八島英雄.1987.立風書房)にその取得の経緯、『東王京15号』(東王京布教所.小松崎吉夫.1988)に村屋神社にあったその書類が教会本部に渡ったいきさつが書かれているので、御存知の方も多いかと思います。もう一点は『稿本』に「添書の願を古市代官所へ提出し、領主の添書を得て」と書かれている部分についてです。

天理教が吉田神祇官領の認可を得たとほぼ同じ時期に金光教は白川家から認可を受けています。金光教の場合は、藩に添書を依頼するに際して、100両を献納しています。さて、天理教ではどうだったのかという疑問が生じます。天理教の資料でこの問題に触れているものはないようですが、かなりの金額が必要だったのではないのでしょうか。当事者はこれを知っていた、しかし公表しなかった、なぜでしょうか。

【『稿本天理教教祖伝』 P96】

当時庄屋敷村は、藤堂藩に属し、大和国にある同藩の所領を管轄する役所は、古市代官所と言って奈良の南郊にあった。この古市代官所では、小泉不動院の訴えもあり、守屋筑前守の紹介もあり、その後も庄屋敷村の生神様の風評は次第に喧しくなってきたので、慶応二年の頃、呼び出して事情を聴いた。／ お屋敷からの一行は、宿にあてられた会所に二、三日宿泊された。代官所では段々と実情を聴取したが、不都合の廉は少しもない。たゞ公許を受けて居ない点だけが、問題として残った。そこで、話合いの上、吉田神祇官領へ願い出る事となった。先ず、慶応三年六月、添書の願を古市代官所へ提出し、領主の添書を得て、秀司は、山沢良治郎と共に、守屋筑前守も同道して京都へ上り、吉田神祇官領に出願し、七日間かゝって、慶応三年七月二十三日付けで、その認可を得た。(註一)

註一 古市代官所へ呈出した文書の控 〈※【太字】部分は、『稿本』第5章P100では(中略)となっていて、書かれていない。〉

乍恐口上応覚 庄屋敷村 願人 善右衛門
一、私儀従来百姓渡世之ものニ御座候、然ルニ三十ヶ年余已前、私幼少応頃癩病(風毒)ニ而、足悩ミ候ニ付、亡父善兵衛存命中、私方屋敷内ニ天輪王神鎮守仕信心仕【右天輪王神与申者
國常立尊 伊弉諾尊 國狭槌尊 伊弉册尊 豊斟淳尊 大日婁尊
大戸道尊 泥土煮尊 大戸邊尊 沙土煮尊 面足尊 惶根尊 册册
右拾貳神ヲ合天輪王神と相唱候由、亡父善兵衛代より承傳居心信心仕来り今ニ不絶信心仕居候義ニ御座候、】然ルニ右信心之儀諸方江相聞近来諸方より追々参詣人有之而ハ、神道其筋より故障被申立候而ハ、迷惑難渋仕候ニ付此度京都吉田殿江入門仕置度奉存候ニ付乍恐此段御願奉申上候、何卒御情因愍を以、吉田殿江之御添翰被為下置候様奉願上候、右之趣御間届被為成下候ハ、難有仕合可奉存候、
慶応三卯年六月
庄屋敷村 願人 善兵衛 同村年寄 庄作 同村 平右衛門 同村庄屋 重助
服部庄左衛門様
(備考 後の方の「願人 善兵衛」は、「願人 善右衛門」の誤記と思われる。)

この文書は、慶応2年11月のものです。ここに金百両の寄付と神主職取得のための添書の件が出ています。百両といえば大金です。それを文治は支払うことが出来た、宗教活動によってそれだけのお金が動いていたということです。天理教でも同様であったろうと想像されます。

⑤ 「指出申書附之事」 (慶応二(一八六六)年十一月)

* 適宜、句読点を補った。

指出申書附之事

一、私義、兼々金神社信仰罷在候得共、俗人二而八対
(*明恐人一カ)
 神□□□素立入之社人社僧共無御座候。今般神主号
 御許容相成候様、御添翰被為下候様、御上向御取成
 奉願上候二付、左二伺上候。
 一、金百兩御国恩為冥加献納仕度、御伺上可申候。
 尚追々発行仕候上ハ□□相応之献納金仕度、御聞置
 被下候。
 一、神主号御許容願濟二相成候ハバ、檀那寺向一切是迄
 之通、聊違例之事仕間鋪候事。
 一、追々金神社建立仕候ハバ、村方へ御相談申上、都而
 故障不相成様可仕候事。
 右之通、取究願上□□□向後異変之筋聊無御座候。依
(*候上ハ一カ)
 之連印書指出候。已上。

慶応二丙寅年
 霜月

願主
 文治 (印)

親類加印
 八百蔵 (印)

証人
 安平 (印)

同
 八右衛門 (印)

村御役人中様

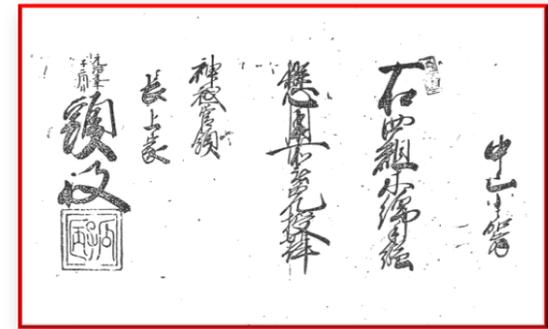
この文書の「願主」は、金光教の教祖、文治になっています。白川家との関係は、あくまで教祖の意思によって行われたのです。

それに対して天理教の「古市代官所へ呈出した文書の控」には教祖中山みきの名は出てきません。代わりに「三十ヶ年余已前、私幼少応頃癩病(風毒)二而、足悩ミ候二付、亡父善兵衛存命中、私方屋敷内二天輪王神鎮守仕信心仕」とあって、秀司の病のために父善兵衛が祀ってくれた神のように書かれています。

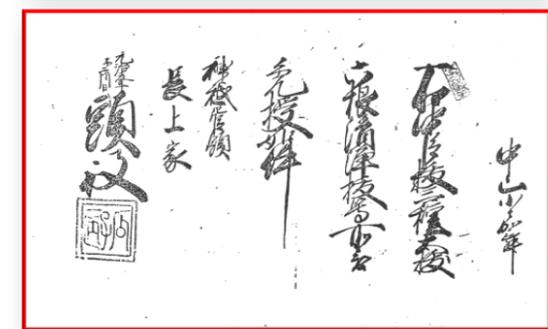
「つとめ場所」普請はなぜ問題なくできたのか—小寒名義裁許状の存在

金光教の資料に「幕府の禁令があるなかで宮を建てるには、神拝式許状だけでなく正式な神主の資格が必要」とあります。それで金光教では白川家の神主職取得の動きを始めるわけです。天理教では元治元年の「つとめ場所」普請に関してこのようなことは問題視されていません。普請そのものは、スムーズに行われていきます。なぜスムーズにいったのかを考えると、「小寒名義の裁許状」が神主職の効果を持ったのではないかということが頭に浮かんできます。この裁許状が本物か、偽物かという議論がありますが、それはともかくとして、吉田神祇管領家から大和国神祇取締方(吉田神道系の神社を対象とする職)を命ぜられていた有力者であった守屋筑前守(『近代民衆宗教史の研究 第二版』P129)が神主を務める村屋(守屋)神社から見つかったということは、真偽に関係なく、有効化させることができたのではないのでしょうか。

中山小嘉舞
右四組木綿手纏
縣用当所能免授如件
神祇管領
長上家
元治元年
子二月
頭役
印



中山小嘉舞
右中臣祓 三種太祓
六根清浄祓 当所能
免授如件
神祇管領
長上家
元治元年
子二月
頭役
印



神主職の補任 宮の建築は当初、順調に進むものと思われた。しかし、それは思いのほか困難を伴った。幕府の禁令があるなかで宮を建てるには、神拝式許状だけでなく正式な神主の資格が必要だった。そのためには、まず神主職の取得に領主の添書が必要なのが判明した。他村で、その手続きを踏まなかったために、罰せられた例があることも分かった。さらに領主の添書を得るには、百両もの多額の献金が必要だった。当時、百両といえ、米がおよそ五十石(約九千リットル)買える金額で、大谷村の年間経費の約三分の二に相当する額だった。

藩へ百両を献金したい旨の願書は、慶応二年(1866)十一月に提出して、認可があった。続いてその年十二月、神主職取得のための領主の添書を願い出た。それは、「私の持ち山に金神宮がありましたが、立ち入りの社人、社僧などなく、かねがね私が信仰神事を取り扱っております。しかし、俗人では神明に対しおそれ多いので、このたび白川殿において、神主職の許状を拝受したく存じます。どうかご添翰くださるよう、願ひ上げ奉ります」という内容のものだった。新規に社を造ることは、たとえ小さな祠であっても許されない状況にあり、しかもそのなかで神主職を得るには、このように、「金神宮」という架空の名目で願ひ出るほかなかった。それに対して、翌慶応三年(1867、五十四歳)二月十日に、領主の添書を受け取ることができた。こうして思わぬ年月を要し、元治元年(1864)の年頭に神伝が下がってから、三年余りが過ぎていた。(『金光大神』P188. 2003) **[2020.06P4]**

森本筑前守 — 大和の吉田家配下神職の取り締まり役 明治維新以前に神仏分離・廃仏毀釈を実践し、境内から仏教色を排除

ここには、神道家として森本(守屋)筑前守は非常に優秀であったことが書かれています。

森本筑前守は幕末大和の神道家として、卓越したオルガナイザーであり、イデオログであった。まず、筑前守のオルガナイザーとしての才能は、天保末年ごろから、—中略— 祭祀権論争の調停に入り、各神主家の吉田神道家入門への仲介の労をとり、大和国内での吉田神道の勢力拡張に働き、同時に主として神宮寺の別当僧や宮座に対して神主側の立場を守り、その当該神社内での身分を確立することにおおいに発揮されたのであった。

そして、天保11年(1840)に早くも蔵堂村浄福寺から神主家の離壇(寺の檀家をやめ、神道宗旨として、葬祭を自らの手でおこなうこと)をはかり、この際には成功しなかったが、安政6年(1859)7月になってついに念願の筑前本人と嫡子及び妻と母四名の神道葬祭を獲得したのであった。この家族神道葬祭は一・二の例外を除いて大和国では最も早い離壇であり、森屋郷中との祭祀権論争をつうじて、彼の思想が在地の伝統的な祭祀構造の中に安住できなくなっていたことがうかがえるのである。／ また、天保3年(1832)から同11年(1843)までの12年間の長期にわたって、当時白川神道家の大和国触頭であった宇陀郡高塚村八咫鳥神社神主河合摂津らによる森屋郷への教化活動との対決するとともに、嘉永2年(1849)には村屋座弥富都比売神社祭祀の主宰権をめぐる神宮寺別当僧や森屋郷中と争い、ついには神宮寺別当僧の境内地からの退去をかちとったのであった。

そしてこの間、嘉永元年(1848)12月には、大和国の吉田家神祇道示諭方に任命され、大和一国の吉田家配下神職の取り締まりにあたった。そして、同5年(1852)3月には朝廷から正式に従五位下の位階を与えられている。また、はたしてこうした職が吉田神道家内部にあったのかどうか今のところ確かめ得ないのだが、文久元年(一八六一)正月には吉田家大日本諸国神祇道取締り方に就任したと伝えられるなど、幕末から明治初年にかけての吉田神道の理論的・実践的指導者としてめざましい活動をしたのであった。 —中略—

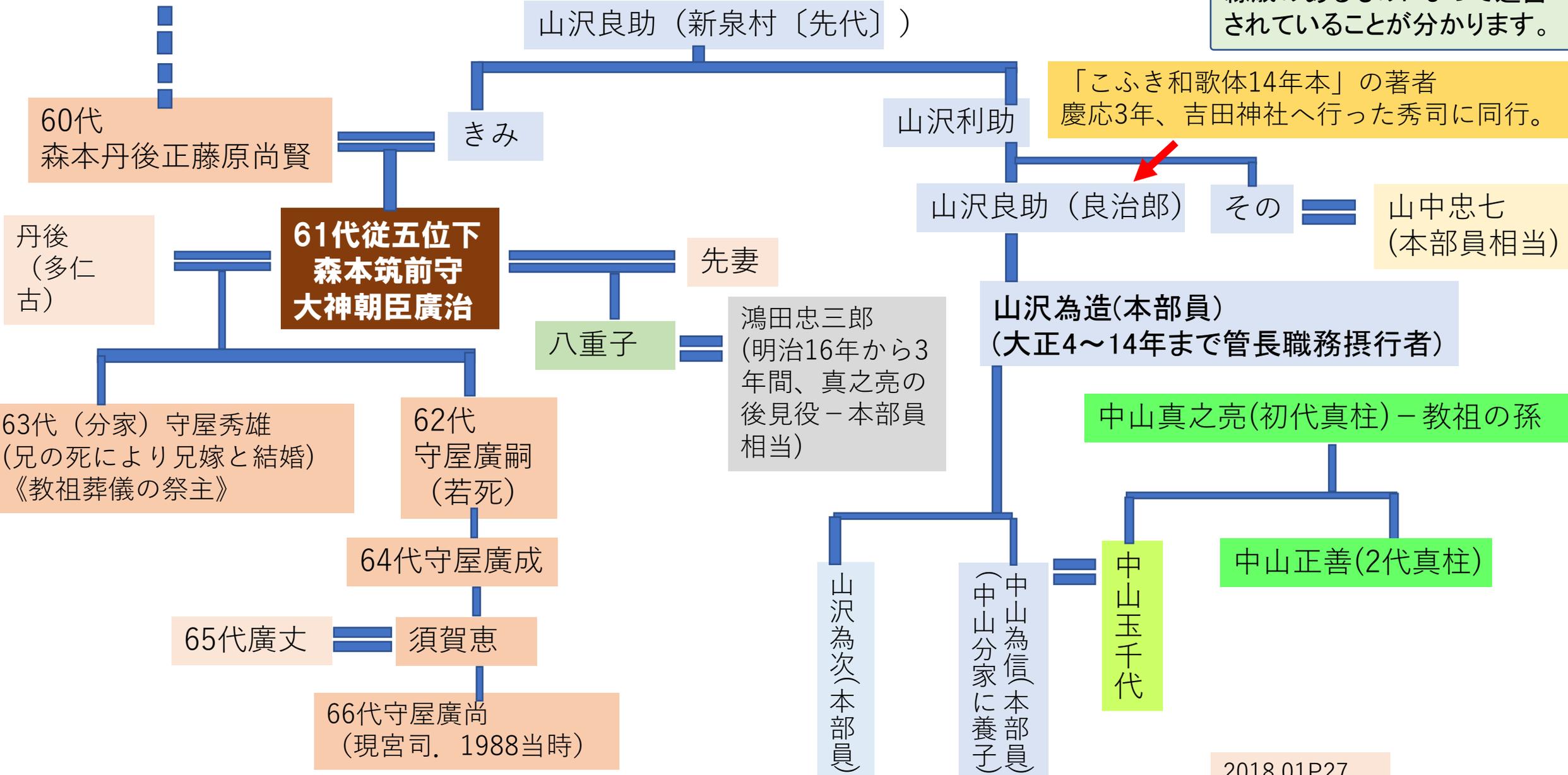
ところで、社僧の退去と神宮寺の廃寺は、当然のこととして境内地からの仏教色排除をもたらしたに違いない。確固とした神道理論に裏付けされた、明確でかつ直截的な行動力を持つ筑前守は必ずそれを実現させたであろう。／ 安政6年(1859)の離壇とともに、境内地からの仏教色排除に成功した筑前守は、神仏分離・廃仏毀釈運動が政策的な保証を受けて展開し高揚する十年以上も前に、自らの力によって森屋社祭祀のなかに実現させたのであった。

(「森本筑前守」『あらきとうりょう』153号.P103.吉田栄治郎.天理教青年会本部出版部1988)

守屋家(森本氏)家系図、及び天理教関係者とのつながり

天理教の中樞は森本筑前と縁戚のあるものによって運営されていることが分かります。

初代 物部守屋
(曾我馬子に滅ぼされる)



「こぶき和歌体14年本」の著者 慶応3年、吉田神社へ行った秀司に同行。

丹後 (多仁古)

63代 (分家) 守屋秀雄 (兄の死により兄嫁と結婚) 《教祖葬儀の祭主》

62代 守屋廣嗣 (若死)

64代 守屋廣成

65代 廣丈

須賀恵

66代 守屋廣尚 (現宮司, 1988当時)

先妻

八重子

鴻田忠三郎 (明治16年から3年間、真之亮の後見役 - 本部員相当)

山沢利助

山沢良助 (良治郎)

その

山中忠七 (本部員相当)

山沢為造 (本部員) (大正4~14年まで管長職務摂行者)

山沢為次 (本部員)

中山為信 (本部員) (中山分家に養子)

中山玉千代

中山真之亮 (初代真柱) - 教祖の孫

中山正善 (2代真柱)

2018.01P27

『東王京』15号及び『おさしづ主要人物索引と関連家系図』より作成

藩の添書取得には、多額の礼金が必要－大和神社事件

『稿本天理教教祖伝』には「添書の願を古市代官所へ提出し、領主の添書を得て」とありますが、それを得るには多額の御礼が必要だったことは、天理教の文献のどこにも書かれていません。金光教の例からして、それは非常に不自然なことです。そのお金の捻出に当たって公表できないような事実が隠されているのではないかと、……。

「つとめ場所」の棟上げが行われた翌日、大和神社事件は起こります。明治34年5月25日のおさしづ「一寸ふしあった。皆退いて了た」というのは三日間も留置かれたので、それに「恐れをなす者も出て来た」ことを指していると解釈されて、それゆえ最初に集まった五両の他には普請金は集まらなかったため、年末に支払いに窮したと感じさせる文章が『稿本天理教教祖伝』にはあります(P54～61)。明確に「集まらなかった」とは書いてありませんが。

『稿本』の記述で注目すべき点は、「教祖は、／「行ってもよろし。行く道すがら神前を通る時には、拝をするように。」／と、仰せられた」とあるところです。この部分に関する資料は2点あって、「神前を通る時には、拝をするように」と命じたのは、一つは教祖、二つ目は忠七になっています。どちらも本席飯振伊蔵の話の聞き書きなのですが、違っているのです。

越えて八月二十六日、おつとめが済んで参詣の人々が去んだ後、特に熱心な者が普請の寄付金を持ち寄った処、金五両あった。早速、これを手付けとして、飯降伊蔵は阪の大新へ材木の注文に、小路村の儀兵衛は守目堂村の瓦屋へ瓦の注文に行った。

－中略－

翌二十七日朝、一同が、これから大豆越村へやらせて頂きます。と、申し上げた処、教祖は、／「行ってもよろし。行く道すがら神前を通る時には、拝をするように。」／と、仰せられた。そこで、人々は、勇みに勇んで大豆越村へ向って出発した。秀司、飯降伊蔵、山中忠七、芝村清蔵、栄太郎、久太郎、大西村勘兵衛、彌三郎、兵四郎、安女、倉女、彌之助の人々であった。

山口村、乙木村を左に見て進むと、間もなく行く手に、佐保庄、三昧田の村々が見える。尚も南へ進み、やがて大和神社の前へ差しかゝると、誰言うともなく、教祖が、神社の前を通る時は拝をして通れ、と仰せになった。拝をしよう。と、言い出した。そこで携えて居た太鼓を、社前にあった四尺ばかりの石の上に置いて、拍子木、太鼓などの鳴物を力一杯打ち鳴らしながら、／「なむ天理王命、なむ天理王命。」／と、繰り返し／＼声高らかに唱えつづけた。／これを耳にした神職達が、急いで社前へ出て見るとこの有様なので、早速、中止を命じると共に、太鼓を没収した。／この日は、大和一国の神職取締り、守屋筑前守が、京都から戻って一週間の祈禱をして居る最中であつた。由緒深い大和神社の社前で、卑属な鳴物を用い、聞いた事もない神名を高唱するとは怪しからん。お前達は一人も戻る事は相成らん。取調べの済む迄留めて置く。と、言い渡した。段々と取調べの上、祈禱の妨げをした。とて、三日の間、留め置かれたので、中には内心恐れをなす者も出て来た。（『稿本天理教教祖伝』P56）

つとめ場所普請で集まったお金はどこに消えたのか

「つとめ場所」普請に関する資料を読むと、どうも数十両寄ったようなのですが、『稿本天理教教祖伝』には五両しか集まらなかった(P55)ので、支払いの年末のことについて、伊蔵の言葉として「あの大和神社の一件で費用もかさみましたし、今直ぐ払う事は出来なくなりましたので、暫く待って下さい。決して損は掛けませんから。と、頼んだ。」(P60)とあります。結局、材木屋などへの支払いは行われずに現在に至っています。この資料にある「数十両」寄ったということと、『稿本』の五両説の違いはどのように考えたらいいのでしょうか。

「米倉と綿倉を取払ふて、そこへ建てよ」とのお指図でありましたので、このお指図に基き門弟の人々は相談の上、早速神意を奉じて勤場所を建設する事を定め、皆々応分のひのきしんをさせて頂く事になりましたが、その金額は**総計数十両**、これを本教の現状に比べて見ると転(うた)た隔世の感に堪へないものがありますが、然(しか)し当時に在つては正に大金であつたに相違ありません。否或は予想外の寄付高であつたかもしれません。そこで兎にも角にもこの金額を土台として材木等を買ひ集め、愈々(いよいよ)工事に着手して見ましたが、予定外に費用が嵩み、滝本の大新といふ材木屋、守目堂の福井といふ瓦屋に多少の掛が出来たのであります。そこでその支払の断(ことわり)御本席自らが小寒様の内意を受けて出掛けられたこともあつたといふ事であります。(『教会発達史』小野靖彦.P4.大正8年)

口、斯くなると、飯降氏一人の力では出来かねるので此の御指図に基き、熱心な信者の人々に、相談して、早速寄附帳を作つて、夫々応分の力を寄せられることになった。集った金額は、約**三十両**あつたとのこと。／此の他に飯降氏は、大工仕事一切を無賃で請負はれ、西田氏は畳八枚、中田氏は畳六枚、辻氏は瓦、山中氏は金銭引受けといふことになって、準備を進められた。(昭和七年十月十二日、第十一回集成部會議) (『復元32号』P313)

○御教祖御実伝

四七

の人人が、父の如くに敬ひ、母の如に慕ふて、尋ね来る者漸次日を追て盛になり、果ては近郷近在の甲乙も信仰する様になり、神様の勤行、御道の説教を爲すに、家屋の狹隘を感ずればとて、遠近の信徒集り来て、賣残りの二戸の土蔵を潰して、其迹に形ばかりの勤行場所と云を設けたり、時は維明治七年の三月にして、普請に就て最も盡力せられしは、飯降伊蔵先生、即ち現に御本席様として御本部に於て神代を勤られ、衆人渴仰の中心と成り給ふ、御方と、仲田儀三郎、古人の和歌の市兵衛、辻忠作、其他の門弟信徒三十人計の人人が、壹兩貳兩の金員を喜捨して**合計六十兩餘**の建築費用にて落成を告げ今も猶其勤行場所は残り居れり、斯の如くにして、漸次道の廣まり、信徒の数の増加すると共に、神官僧侶の嫉妬を購ひ、彼れ等の煽動に因りて、村民等多数等黨を組て押寄せ來り、説教の邪魔祈禱の妨害、さてはあらゆる罵詈雑言、果ては石を投げ戸障子を壊

『翁(本席)より聞きし咄』と『おさしづ』で異なる本席の言葉 神前での拝を命じたのは「教祖」か「忠七」か

「上棟」の時に「神前の前を通るときは拝をせよと教祖に云われた」と『稿本』は記しています。この出典は、初代管長中山新治郎氏の手記、『翁より聞きし咄』で、これは本席の話の聞き書きです。ところが、翁(本席)の言葉の筆記録である「おさしづ」には、「大豆越忠七、大工に道で言い付けて」とあり、日付は上棟の時のような表現になっています。そして「三日留め置かれ、万々所の役人に掛け合うて知らし、どうなっと詫して、それより道の順序、廃って了うた」とあります。同一人物の話が異なっているのです。

瓦ヲ注文ス。／ 九月十三日、ちよんの始メ。／十月 日、上棟シ瓦唐葺ニス。
此トキ山中翁ノ招キニヨリ、豆越エ行クコトヲ教祖ニ伺エハ、行キテモ宜シ、道スガラ神前ヲ通レバ、拝ヲシテ行ケト申付ケ玉フ。大和神社前ヲ過グルトキ、神社前ノ四尺程ノ石ノ上ニ太鼓ヲ載セ、南無天理王命ト申シテ踊レリ。然ル処エ、神主一人出テ来リ、太鼓ヲ取リアゲテ家ノ中エ持チ行ケリ。而シテ一人モ帰ルコトナラヌト申付ケリ。夫／＼人名ヲ取調ラベ、サシ紙ヲ処／＼エ差出ダセリ。其トキノ人名ハ秀司君、飯降翁、山中翁、芝村清蔵、栄太郎、久太郎、大西村勘兵衛、弥三郎、兵四郎、倉、安、弥之助、等ナリ。大和社務所ニテ三日留メ置カル。(「翁より聞きし咄」『確かな教理理解のために』 P201)

八月二十六日、参詣人戻リシアトニテ、残りテ居ルモノ持寄ラレシ処、金五円丈ケ集マレリ。其金ヲ手付トシテ飯降翁ハ坂ノ大新ト云フ材木屋エ行キ、材木ヲ注文ス。小路村ノ儀兵衛ト云フ人ハ、守目堂ノ瓦屋エ行キテ、瓦ヲ注文ス。(「翁より聞きし咄」『確かな教理理解のために』 P200)

それじゃ棟上げせい棟上げせい。これが始まり。棟上げしたらどんな道が付いて来るで。神が言い聞かし、どんな事も思わず道を通り棟上げした。これでよい／＼。神が入り込んで居るから、按配よう成って来るで。これは大豆越忠七、大工に道で言い付けて、人数神殿の前を通れば、拝して通れ。これで結構や。なむ天理王命／＼唱え、太鼓叩いてつとめをし、他に居て一人の家守に事が成らず、門を閉めて了い、何構わん。皆入れ／＼。三日留め置かれ、万々所の役人に掛け合うて知らし、どうなっと詫して、それより道の順序、廃って了うた。その暮になって往なずと、存命の者尋ねば分かる。混り／＼、人間心を変えて曖昧とな。もう道の知らん事はどうもならん。(『おさしづ』明治31年8月26日夜 刻限)

「翁より聞きし咄」

瓦ヲ注文ス

九月十三日 ちよん始メ

十月 日 上棟シ瓦唐葺ニス

山中翁ノ招キニヨリ、豆越エ行クコトヲ教祖ニ伺エハ、行キテモ宜シ、道スガラ神前ヲ通レバ、拝ヲシテ行ケト申付ケ玉フ。

大和神社前ヲ過グルトキ、神社前ノ四尺程ノ石ノ上ニ太鼓ヲ載セ、南無天理王命ト申シテ踊レリ。然ル処エ、神主一人出テ来リ、太鼓ヲ取リアゲテ家ノ中エ持チ行ケリ。而シテ一人モ帰ルコトナラヌト申付ケリ。夫／＼人名ヲ取調ラベ、サシ紙ヲ処／＼エ差出ダセリ。其トキノ人名ハ秀司君、飯降翁、山中翁、芝村清蔵、栄太郎、久太郎、大西村勘兵衛、弥三郎、兵四郎、倉、安、弥之助、等ナリ。大和社務所ニテ三日留メ置カル。

大西村勘兵衛、弥三郎、兵四郎、倉、安、弥之助、等ナリ。大和社務所ニテ三日留メ置カル。

飯降翁、山中翁、芝村清蔵、栄太郎、久太郎、大西村勘兵衛、弥三郎、兵四郎、倉、安、弥之助、等ナリ。大和社務所ニテ三日留メ置カル。

大西村勘兵衛、弥三郎、兵四郎、倉、安、弥之助、等ナリ。大和社務所ニテ三日留メ置カル。

大西村勘兵衛、弥三郎、兵四郎、倉、安、弥之助、等ナリ。大和社務所ニテ三日留メ置カル。

大西村勘兵衛、弥三郎、兵四郎、倉、安、弥之助、等ナリ。大和社務所ニテ三日留メ置カル。

大西村勘兵衛、弥三郎、兵四郎、倉、安、弥之助、等ナリ。大和社務所ニテ三日留メ置カル。

大西村勘兵衛、弥三郎、兵四郎、倉、安、弥之助、等ナリ。大和社務所ニテ三日留メ置カル。

大西村勘兵衛、弥三郎、兵四郎、倉、安、弥之助、等ナリ。大和社務所ニテ三日留メ置カル。

大西村勘兵衛、弥三郎、兵四郎、倉、安、弥之助、等ナリ。大和社務所ニテ三日留メ置カル。

元治元年という年には、大豆越村の山中忠七、新泉村の地主山澤良治郎が入信しています。山澤は、当時大和神社の信徒総代で、姉が忠七の妻で、また、守屋筑前守とはいとこの関係でした。守屋筑前守は、大和国神道総取締役であり、元治元年ないしは翌年の慶応元年中に、中山こかん名義の裁許状は、何らかの形で村屋神社の神主である守屋筑前守の手に渡ったと思われます。この裁許状は真偽は定かではありませんが、「偽証」として『御水屋敷人足社略伝』には書かれています。これにより、真正のものを取得する名目ができたのです。また、「つとめ場所」の普請金が添書の藩への礼金として流用されたのではないのでしょうか。

ここから、秀司名義の許可を得ようという活動が始まります。まず、庄屋敷村の領主である、藤堂藩古市奉行所の添書を得ることが必要です。その為、2, 3年の間に2, 3度出かけています。奉行所では、太鼓をたたいたり拍子木を打ったりするような活動なら、吉田ではなくて伏見稻荷の許可だろうとか言ってなかなか結論が出ず、やっと慶応3年6月になって、吉田神祇官領への添書の願出書を受け取り添書を書きました。

この時秀司が古市代官所へ提出した添書の願出書には、「國常立尊、伊弉諾尊、國狭槌尊、伊弉冊尊、豊斟淳尊、大日婁尊、大戸道尊、泥土煮尊、大戸邊尊、沙土煮尊、面足尊、惶根尊、冊冊、右拾貳神ヲ合天輪王神と相唱候」とあって、これら十二神を合わせて天輪王と唱えると書かれています(『復元32号』P462)。ここに出ている神名は、吉田神道を作った吉田兼俱の筆になる「三種太祓切紙十二代切紙」の「神明宗源血脈」にある国常立から始まり兼俱に至る吉田家の系図における最初の12神とほぼ同じです。吉田家への添書依頼ということで、守屋筑前がこの12神を入れたと思われます。これらの神名は現在も天理教で使われている十柱の神名の原形です。この時初めて中山みきの教えの周辺に、もともとは教祖の教えにない神道の神名が入りました。

……然らば之より京都へ上り吉田御殿へ両所の御願いたします。此納金とて老婆より五両、飯田家より三両受取帰られたり老婆には彼等は金がほしいのやから、マーまかしておいたがよいと笑いおられしが、程もなく御許しなりとて奉書へ立派にかゝれしを二通持参せられたり。此時より左の御守りを参詣人に渡すこととなり。時は文久四年子の四月なり(文久四年二月改元元治元年—1864)

この二通の許しというは吉田より出てたるにあらず古川豊後が私利を貪らん悪意より偽証をつくり渡したるに此こと早くも総取締守屋筑前の耳に入り云々ありたる事は略す。(『御水屋敷人足社略伝』)

【2017.12P16】

ホ、吉田か、稻荷か。／所で添書の宛名について、吉田か稻荷かと云ふ事になって、天理教側の希望と、奉行側の意見とが、一致せず、その為めに、秀司先生は、それから二三年の間、年に、二三次も来られたかと思ふ。と云ふのは奉行の方では、添書すると約束をすると同時に、調べると、天リュウ王の命と云ひ、祭日廿六日には神楽面かづき、三味ひき、太鼓たゞき、柏子木打つとなつて来るから、神祭りに、そんな事して、手振って、そんな妙な事するなら、吉田へ行くのと違ふ、伏見やとて、そこで宛ての事で、衝突し、決りが付かず、二年も三年もかゝり、漸く決り、吉田へ宛てて添書する事になりました。この時父の茂三郎と、足達とが秀司先生に力を協せました。(昭和九年一月廿四日、古市、中川庸三(76)談)(『復元』32号.P460。「史実校訂本 中二」)

菱山氏の論文に古市奉行所への提出文書のことが出てきます。その経緯として『稿本天理教教祖伝』には「庄屋敷村の生神様の風評」が広がり代官所は慶応2年頃「お屋敷からの一行」(本資料P17に引用)を呼び出し話し合いをした末、吉田神祇管領への出願が決まったとあります(P96)。ここには「誰が」が明記されていません。ところが菱山氏は「みき達を呼び出して」と書いています。この辺の記事が出ている『復元32号—史実校訂本中二』には、父親が代官所の役人だった当時8歳だった人の話として「教祖が来た」とあります(P457—昭和9年、76歳時の談)。当時子供だった人の話は信用できるでしょうか。『稿本教祖伝』はわざとその辺をぼかしているのです。『稿本教祖伝』は裁許状取得後の教祖の言葉として「吉田家も偉いようなれども、一の枝の如きものや。枯れる時もある」(P98)とも記しています。教祖はこの件について好意を持っていなかったわけで、もし教祖が奉行所に行っていれば、話は決裂していたと思われる。では誰が行ったのか、『復元32号』には秀司が2, 3年の間に2, 3回来たという記述(P461)もあります。教祖は行かずに、秀司主体に裁許状取得の話は進められていったと思われる。

天理教をめぐり、以上のようないざこざ(山伏などがお屋敷を訪れ嫌がらせをした等)が続き、また小泉不動院からの訴えもあり、古市代官所は、慶応二年、みき達を呼び出して事情聴取を行っている。このことは単にいざこざが起きたということばかりでなく、みきの名が多くの人々に知られ、また増加しつつある信者など明治維新を目前に、体制の維持する側にとって、みき達の動きに注意をはらわざるをえなかったものと考えられる。また、このことは、天理教の勢力が、そうした反応を生ずるまでに発展してきたことを示している。／ 諸種の圧迫を受け、また代官所の取調べと続き、慶応三年六月、吉田神祇管領に出願し、神道系の一派として天理教は認可されるにいたった。しかし、古市代官所への提出文書には、出願者が善右衛門(長男の秀司)となっており(古市代官所へ提出した文書の控、前掲、「教祖伝」100頁)、みきの考えと、長男秀司の考えとの間でズレが生じていたものと考えられ、このことは、みき個人の考えよりも、すでにこの時点でいたるあたりから、組織体そのものが独自の自己運動を始めたものといえる。すなわち、教祖がより神格化され、みきの個性を離れて、より象徴化されたものへと移行していく、その始まりであり、また、組織化された信仰集団に対して社会的な反応が強くなったことにより、必然的に生ずるものともいえる。(「天理教団組織の研究」菱山謙二『社会学ジャーナル』Vo 11.No1.P68. 1976)



『吉田神道の基礎的研究』P150出村勝明.臨川書店.1997

吉田神祇官領の先祖の神々は添書の願出書記載の12神とほぼ一致しています。これから、「おやしき」の教えの中に12神の名が混入し、現在に至っています。(本資料P17参照) 27

下の二つの話は状況設定が違っていますが、「守屋筑前さんがひっくり返した」という内容は信頼できると思われます。

私たちが調査を進めていくに従ってわかったことは、教祖は最後まで仏教系の神名を教え続けられ、仏教思想として理解させようとされたということです。確かにこのほうが皆にわかるわけです。 — 中略 — 最近、奈良の地元の人で、守屋筑前守の親戚に当たる人が調査に当たってくれまして、守屋神社に行ってくれました。／ そういう調査をお願いしたときに、守屋筑前守の子孫の今の宮司さんとそのお母さんとの会話を聞いてびっくりしたのです。／ そのことを私のところへ早速報告に来て下さいまして、私をつかまえて、「先生、これから私の言うことを聞いて怒っちゃいけませんよ」と言うのです。どういうことですかと尋ねたら、**「教祖は初め仏で行こうとしていたのを、守屋筑前さんがひっくり返したのや」**という話を現在の宮司さんとお母さんとでやっていますというのです。／ 私らといたしますと、教理の上から、教祖は多分そうであったのじゃないかと推測はしていたのです。けれども守屋筑前守と教祖との問答というのは慶応年間に行なわれたものなのです。／ その守屋筑前さんの息子さんが守屋秀雄という人で教祖の葬儀の斎主をやった人です。その人の孫さんがその宮司さんのお母さんですから、筑前さんから数えて四代たっていますので、到底慶応元年のことなんか調べようがないとあきらめていたのです。／ ところが宮司さんの家のほうにそういう会話が言い伝えられていたのです。向こうのほうから言って下さったのです。（『ほんあづまNo.169』P11. 八島英雄. 1983）

吉田神道の大和におきます、自分では大和一国神職取締と称していた守屋筑前守、その従兄弟の山沢良治郎さん達が教祖の弟子達を神道化したのです。樺本分署跡保存会が出来て間がない頃、私達が守屋神社に行きまして、守屋筑前守のお孫さんが家つき娘となって養子を迎えて、その養子が神主さんになっていた所へ、話を聞きに行きました。／ 守屋筑前が神道天理教団開設のためには大きな働きをしてくれたと、映画「扉は聞かれた」の中では非常に好意的にやってくれたということになっていますので、それを持って守屋神社へ行って、ビデオを見てもらって色々話をし、守屋神社の色々なデータを教えていただこうと思って行った時のことです。／ **守屋神社の家つき娘じゃなくお婆さんが、非常に明るい顔で「今は天理教団は神道教団として最高の、最大のものになりましたけれども、教祖が仏で行こうとしたのを筑前さんが神道にひっくり返したんや。そのお陰で天理教は栄えたんです」と言ったのです。**／ なるほど神道の側からみると廃仏毀釈はこれから起ってくるのです。廃仏毀釈を起こしているのが守屋さん達です。／ 今、仏教だ、転輪王だと言っていたって、先細りに決まっている。それを筑前さんが神道にしてやったお陰で天理教団は神道十三派の最大の教団になることができたのだ。中山家もそれで救われた、結構になったでしょ！というようなニュアンスで語ってくれたのです。／ これが神道側の人達が教祖の教えを信じる信者達に対する態度だったと思います。／ こういう形で守屋さん、従兄弟の山沢さん達がつくったのが天輪王明神という神社であり、泥海古記という神話だったのです。

（『ほんあづま』342号.P16. 八島英雄. 1997）

みきの本意ではなかった天理教の神道化は「天皇制支配を支える下からの強力なエネルギーを提供すること」になっていきます。それを阻止しようとする中山みきの闘いが「おふでさき」に書き残されることとなります。

私たちには、こうした世直し観念の発展は、日本においては世界史的に例外とってよいほど未熟であったように思われる。すでに本稿のはじめの部分で問題提起しておいたように、近世から明治にかけての農民一揆や打ちこわしにおいて、こうした観念に鼓舞された宗教一揆の事例がみられない。いや、ただ一つ「ええじゃないか」があるが、それはもっとも思想的には未熟なかたちで、しかももっとも歴大なエネルギーをともなった世直し観念の爆発であった。近代社会成立期というこの観念がもっとも重要な歴史的意義をもつ時代において、右のような事情にあったことは、日本においては伝統社会の内部から変革的な民衆意識が成立するさいに特殊な困難な条件があったことを推定させるものである。

その特殊な条件については、さまざまの問題が考えられるが、私たちはその一つとして世直しの諸思想が民俗信仰的な神道説の系譜のものだったことをあげておきたい。近世後期から明治にかけての世直しの諸思想は、すべてそうした系譜のものだった。天理教、丸山教、大本教、「ええじゃないか」はすべてそうだし、大塩中斎が自分の思想的立場をつきつめて反乱を敢行したさいにも民衆的な伊勢信仰に結びつけて「神代復古」を説いた。安藤昌益の思想も、家永三郎氏ものべているように神道説に結びつけてんが多い。異端的な神道家として幕府の弾圧をうけた井上正鉄や賀茂規清のような人物もあった。また、田村栄太郎氏や井上清氏が世直し運動として注目した陸前国登米郡の神職七郎作の事件や、小林与平の神代復古請願運動も、異端的な神道説の立場のものである。それでは、神道説の系譜にたつことがどうして世直し観念の思想的成熟を困難にするのであろうか。第一に、神道は、丸山真男氏の表現を借りるなら、のっぺらぼうな「布筒」のようなもので、どんな宗教や観念でもそのなかへ取りにいれることができるが、それに固有な論理的骨組をもっていないために論理的思想的な発展が蓄積されにくいことである。世直し思想の基礎となった神道説が民間信仰的な性格が強いために、右のような事情はいっそうきわだったものとなった。第二に、神道説の系譜の思想は、元来の性格がどうであれ、伊勢神道や記紀神話に結びついて天皇制イデオロギーに癒着しやすいことである。すでにのべたように、天理教、丸山教、大本教などの神道説は、もともと天皇制神話とはまったく無関係な民間信仰的なものだった。しかし、一方では教義体系をととのえようとすれば伊勢神道や記紀神話を利用せざるをえないために、他方では天皇制権力とのなんらかの妥協が教団の発展のために必要だったために、やがて急速に天皇制イデオロギーに妥協し融合していった。神道説の系譜にたつことは、そうした妥協や融合をきわめて容易なものとし、またブレーキのきかないものにした。しかも、ひとたび天皇制イデオロギーに融合するや、そこにはすでにみたある一定の民衆の主体形成（通俗道德的自己規律）が蓄積されているだけに、むしろ天皇制支配を支える下からの強力なエネルギーを提供することになる。（『日本の近代化と民衆思想』P143. 安丸良夫. 1974. 青木書店）

江戸時代、吉田神祇管領が発給する裁許状によって日本中の神社、神職が「天皇を中心とした記紀神話の体系に組み込まれていた」わけで、秀司名義の裁許状を正式にとるということは、記紀神話の体系のなかに「ちば」も取り込まれることを意味したのです。

天皇陛下は天照大神様の御子孫で、この世の始めより日本の主におわします。皆の地域にも正一位の位を持った神様がいらっしゃるであろう。実はこれはすべて、天皇陛下から御許しになられたものなのだ。だから天皇陛下は、皆の地域の神様より尊い御方なのである。

これは、明治二（一八六九）年、東北地方に出された告諭の冒頭部分だ。東北地方といえば、京都から遠く離れている上に、幕末・維新の激動期には“奥羽越列藩同盟”を結成して、最後まで天皇を戴く西南雄藩に対抗した大名たちの旧領地だ。そんな地域に天皇の存在を思い知らせるために、明治新政府が最初に切ったカードが、神様の正一位の位だった。地元の神様に位を与えた方こそが天皇陛下なのだ。つまり天皇とは、普段は意識することはないが、京都という遠いところにおわします、地元の神様よりエライ存在なのだ、という。なるほどわかりやすい。

そこで考えてみよう。江戸時代に諸国の神様に位を与えたのが誰だったかを。天皇が直接与える場合は、非常に高額で、なかなか一般の村が手を出せるものではなかった。むしろ、十八世紀の半ばに意義を失うまで、比較的低廉な価格で神様に位を与えていたのは“神使い”吉田家だった。吉田家による、地元の神社への多数の宗源宣旨の発給がなかったなら、この告諭は意味をなさなかったはずだ。美しい錦の箱に入った宗源宣旨は、下北半島の先端部にある神社にまで行き渡り、今でも大切に保管されている。

諸社禰宜神主法度の発布に伴う、諸国神職への神道裁許状の発給も見逃しがたい。これによって、諸国の多くの神職が、吉田家、つまり朝廷の公家と直接につながるようになったのである。そして、その後続く白川家との門人争奪戦は、専門の神職だけでなく、神社や神様に関わる人のほとんどを朝廷につなげてしまうところに帰結した。周く神社・神道に関わる人々が、古田家・白川家という公家を通して、朝廷、ひいては天皇という権威につながっていったということだ。“神使い”吉田家の活動は、神社を通じて、各地にそのような遺産を残し、明治の国家形成を円滑ならしめることに一役買っていたのである。

それまでは、御神体や祭神が何かわからない神社もたくさんあった。だが、それらは吉田家とつながることで、天皇を中心とした記紀神話の体系に組み込まれていったことも付け加えておこう。

江戸時代の人たちは、天皇を意識することはほとんどなかっただろうが、そこにつながるための端末は、江戸時代の神社を通じて確実に各地に埋め込まれていた。そして明治維新によって、電源が入り、端末が作動した。近代日本において、神社が地元と天皇をつなぐために少なからぬ役割を果たしたことは言うまでもないが、そのようなことを可能にしたのは、ひとえに“神使い”の活動に負うところが大きい。（『吉田神道の四百年』P202～204.井上智勝.2013.講談社）

「やしきのそうじ」とは何か＝〔吉田神祇官領＝神道的なものを排除すること〕

『稿本天理教教祖伝』第六章「ぢば定め」は、冒頭に「教祖は、親神の思召のまに／＼、明治二年正月から筆を執って、親心に真実を書き誌された。これ後日のおふでさきと呼ぶものである」(P103)とあって、最初の8首が示された後、「次いで」とあって、下に引用した部分が続きます。ここでは「屋敷の掃除を急込まれ」た結果としてまつゑを嫁として迎えたことが書かれているのですが、肝心の「やしきのそうじ」についての具体的内容については一切触れられていません。『おふでさき註釈』を見ると、〈1号39. 一寸はなし正月三十日とひをきりて をくるも神の心からとて〉のところに《三九、註 秀司先生は長年独身で正妻無く、おちゑという内縁の妻があって、音次郎という子まであった。そしてお屋敷に同居せしめておられたが、これは元々親神様の御思召しに添わぬ悪事から始まったものであったからして、このおちゑを実家へ送り帰えすようにと仰せられたのである。》とあり、また41－44の註に《おちゑは実家に帰って後、数日を出でずして病にふし、遂に再起する事を得なかった。もし人情にほだされて期日を遅らしていたら、屋敷の掃除は遂に行われる事を得なかったであろう。》とあって、「おちゑを御屋敷から追い出すこと」が「やしきのそうじ」だと思わせるような書き方がされています。そして教内ではこれが「やしきのそうじ」だと思われています。しかし、『おふでさき註釈』も『稿本天理教教祖伝』も明確な表現は意図的に避けられていると感じられます。

では「やしきのそうじ」とは何なのでしょう。

若き日の島藺進氏は「昭和三年の天理教教義及資料集成部編『おふでさき附釈義』全五巻(天理教教義及史料集成部)の註釈によって定着された伝統的な解釈にまかせ、それ以上の詮索を加えるのをつつしむ傾向があった。」(「天理教研究史試論」P98)と記し、一号19,20の註釈とは違う木村義為氏の論文を紹介しています。その論文の主旨は「和睦とは、『内』のことではないかと考えられる。『上』も、対外的な権力者ばかりでなく、『お道の指導者層』についても言われたのではないか」です。

次に伝統的な解釈と違う説を出したのが、「原典成立とその時代」で、これは三号1を、「お屋敷に入り込んできた『高山の説教—神道的国民教化の教説』を取り払い、間違いを正して、教祖の神の教えに戻せ」というものでした。さらに「おふでさきを学習する」は二号32の解釈で、「とふじん＝吉田神祇官領」説を出してきます。以上の註釈を超える解釈を合わせて思案すると、おふでさき一～三号は、神道的なものを「おやしき」から排除する姿勢が明白になってきます。とすれば、一号の「やしきのそうじ」もそれを指していると考えられるでしょう。

次いで、／ このたびハやしきのそふじすきやかに したゝてみせるこれをみてくれ 一 29

秀司は、既に五十に近くなりながら、正妻が無かった。これに対して親神は、世界たすけの前提として屋敷の掃除を急込まれ、年齢の点からは不釣合いと思われようとも、魂のいんねんによって、小東家からまつゑを迎えるように、と諭され、

いまゝても神のせかいであるけれど なかだちするハ今がはじめや 一 70

とて、教祖自ら、平等寺村の小東家へ出掛け、だん／＼と魂のいんねんを説いて納得させられたので、明治二年婚約とゝのい、まつゑは目出度くお屋敷の人となった。／ 教祖は、おふでさき第一号に、この結婚を台として諄々と夫婦の理を教え、次の一首を以って結ばれて居る。／ せんしよのいんねんよせてしうごふする これハまつだいしかとをさまる 一 74 (『稿本天理教教祖伝』P105)

一号の「やしきのそうじ」解釈

ここで、「おふでさき一号」について考えてみましょう。一号はまず、「よろづよ八首」とほぼ同じ歌で始まり、世界が勇むために「つとめ」「ておどり」を始めるように勧め、そのあと、「おふでさき」を記す趣旨を秀司を例に述べられます。1～28までは「おふでさき」を書くということのまえおきです。そして、29からが1号の本文です。

29. このたびハやしきのそふじすきやかに したてみせるこれをみてくれ
と出てきます。「やしきのそふじ」とは何でしょうか。

34. りいふくもなにゆへなるどゆうならハ あくじがのかんゆへの事なり 35. このあくじすきやかなのけん事にてハ ふしんのしやまになるとこそしれ

36. このあくじなんぼしぶといものやどて 神がせめきりのけてみせるで 37. このあくじすきやかなのけた事ならバ あしのちんばもすきやかとなる

38. あしさいかすきやかなをりしたならバ あとハふしんのもよふはかりを

「やしきのそふじ」とは、「あくじ」を退かすことであり、それができれば、あとは「ふしん(「せかいよのなかところはんじよ1-9」の世界建設)」にまい進するばかりだといえます。

ここで問題は、「あくじ」とは何かです。

この「あくじ」を「註釈」は「秀司とおちゑの関係」と解釈します。「この婦人(おちゑ)は親神様から御覧になるとお屋敷に因縁の無い人であるから、夫婦になる事を御許しにならず、此関係を『あくじ』と迄極言せられた(「おふでさき講習会録」)」とあります。

39. 一寸はなし正月三十日とひをきりて くるも神の心からとて

「あくじ」の後に出て来る歌です。これは昭和3年に『おふでさき附釈義』が出るまでは秀司とおちゑとの間の子、音次郎を屋敷から出して母であるおちゑのもとに返せと解釈(『評註御筆先』大平隆平、『御筆先』安江明)されていました。おちゑはお屋敷には住んでいなかったようになっているのです。しかし、子供の音次郎だけを追い出すことが「やしきのそふじ」ではあまりにことが小さすぎます。そのためにおちゑが屋敷に住んでいたことにして、「おちゑを実家へ送り帰えすようにと仰せられた(『おふでさき註釈』)」ことにしたわけです。

39の次、40から44までの歌は39の説明で、45から59までは一般論的は話が挿入され、内容的には39の次は

60. このこ共二ねん三ねんしこもふと ゆうていれども神のてはなれ 61. しやんせよをやがいかほどももふても 神のてばなれこれハかなわん
と続きます。これは通説では秀司の娘のお秀のこととされていますが、お秀は小さいときからおやしきにて、教祖やこかんに育てられていますから、「このこ共二ねん三ねんしこもふと」には該当せず、子供にこだわると慶応3年頃から同居し始めたと思われる音次郎のことになります。しかし、61. に「をや」とあることから教祖の子、秀司ではないかとも考えられます。吉田神祇官領の神が「おやしき」に入ってきてから教祖は秀司にいろいろ説いたけれども、教祖の思いに沿うことはなかったことを表現したものではないでしょうか。

このように考えると、天皇家の先祖12神を祀った吉田神祇官領の神である天輪王明神の存在が「あくじ」であり、それを屋敷から出せというのが「やしきのそうじ」なのです。

天理教は1970(昭和45)年に教派神道連合会を退会しました。その後、年祭の都度、神道的な祭式を廃止してきました。これは「教祖は仏で行こうとしたのを、守屋筑前が神道にした」という歴史を踏まえて、教祖への復元の一貫として行われているのでしょうか。それは天理教団の中には、「おふでさき」の真意を理解し実行しようとする人々が存在した、あるいは存在するということでしょうか。教祖の思いを後世に伝えること、それが天理教者の役割です。

天理教は、明治45年、神道教派連合会（教派神道連合会の前身）に加盟したが、昭和45年（1970）4月に脱退した。その後、神道系の祭具であった「ひもろき」（五色の帛・鏡・勾玉・剣）を昭和51(※1976)年の教祖（おやさま）90年祭を機に廃止。昭和61(※1986)年教祖百年祭から「しめなわ」や祭典時の「玉串」も廃止している。（『天理教事典第三版』P299）

1925(大正14)年	中山正善、天理教管長に就任
1925～1934(時期不明)	本部在籍者の家と信者詰所に祀ってあった御分霊全部を回収
1934(昭和9)年	南礼拝場竣工、本部のお社を廃し、 <u>かんろだい</u> に変更。
1937(＼12)年	各教会で立勤めの練習
1950(＼25)年	祭儀研究委員会答申書(お社、ひもろぎなど神道様式の廃止)
1969(＼44)年	9月、表統領に中山慶一就任。
1970(＼45)年	4月、教派神道連合会を離脱。
1976(＼51)年	「ひもろき」(五色の帛・鏡・勾玉・剣)を廃止
1986(＼61)年	「しめなわ」、祭典時の「玉串」を廃止

1970(※昭和45)年4月30日に天理教は教派神道連合会を退会しました。／ 1873(※明治6)年1月、梓、市子、祈祷、狐下げ等の所業禁止の太政官布告により、神道でない天理教は非合法的な教えとなりました。／ 1885(※明治18)年5月23日に布教活動をする必要から、神道部属六等教会となってから、外部から神道といわれ、又神道と唱えて来ました。／ 1908(※明治41)年11月27日に、神道本局より離れて一派独立したといっても、当時の法律では神道一派としての独立しか許されなかったのです。／ 1945(※昭和20)年8月15日、終戦によって教理の實質は神道を離れて復元されたのですが、対外的には教派神道連合会に属していたのです。／ 今回名実共に教祖の教えて下さったこの世治める真実の道になったのです。／ 神道とは、皇祖皇宗・現御神のために、人間が仕える事を教えた道です。／ 天理教とは、世界一れつのために働かれる親神様の誠ある道具衆として、私達の心で体で物で、私達人間世界の陽気ぐらしのために働く、私達の道なのです。／ 神道は、君主制的信仰と言えます。／ 天理教は、民主制的信仰と言えます。（『ほんあづま19号』巻頭言. 1970. 08）

昭和25年に祭儀の復元という事で、答申書が出ています。90,100年祭の改革はこの答申に基づいていると思われます。天理教は、明治18年に神道本局部属六等教会になります。これは国家の公認を得た組織の配下になるということで、神道化をさらにさかのぼれば、慶応3年に吉田神祇官領の認可を受けたときになります。慶応3年以前の戻すこと、これが祭儀の復元になるわけです。

祭儀研究委員会答申書

本委員会は昭和二十四年十一月二十七日各委員の初顔合をなし委員長副委員長の互選を行ひ御下命の祭儀事項に関する諸問題及びその研究の基本方針等を審議し爾来回を重ねて熱心なる意見の交換を行ひ中間の答申をさせて頂きましたが、其の後、又詰番、教務総長の意見を承り更に検討を加へて漸く結論を得ましたので茲に答申書を提出致します / 昭和二十五年八月二十六日

祭儀研究委員 (イロハ順)

岩田長三郎 / 今西國三郎 / 橋本正治 / 富松義晴 / 田川虎雄 / 中台義夫 / 上原義彦 / 上田嘉成
 宇野晴義 / 久保正徳 / 久保芳雄 / 梶井孝四郎 / 松村隆行 / 深谷忠政 / 紺谷金彦 / 寺門敏雄
 酒井康比古 / 宮内浅之丞 / 副委員長 小野靖彦 /

教務総長 諸井慶五郎殿 / 詰番 中山為信殿

祭儀研究委員会答申書 (昭和25年8月26日) より

◎第四 祀り方について

- 1 神殿はなるべくちばの方向を拝するように建築すること / 2 お社は改めること (雛形提示)
- 3 祖霊殿又は霊床では霊様を一所に祀ること / 4 鏡、注連縄、垂紙、榊 (玉鏡剣)、五色の布、真菰は廃止する
- 5 簾、八足、圓座、神饌用具、燈明、ぼんぼりは存続する

第四項の「祀り方について」の中 2「お社は改めること」については至難であり重要な問題なので委員会としては慎重に熟議を凝らして意見を交え、その根本的見解に関して一応委細に追申し委員の意のある点を更に御諒察賜りたいと存じます

一 本件を問題として採り上げた所以

教祖御存命当時の親神様の祀り方については明確ではないが、何でも最初の程は重箱様のものを重ね、その上に御幣を立て、それを目標として拝されていたとも言われている (掘立小屋時代)、更に「つとめ場所」の建築後は、上段の右側の一間四方を神床として、其處にやはり御幣をお祀りされていたらしいが、明治十三、四年頃には一時地福寺の配下に所属して表面を佛式の祀り方にされたと伝えられ、なお明治十八年頃神道の所属として天理教会の設立を企図されるに至った前後から神床に御社を作り御鏡を置かれるようになったものと思われる ㇿ

其の後、神道直轄天理教会本部の設置が許可されるや、旧神殿の増築（明治二十一年）に際しても、この祀り方を取られ、一般教会も亦それに倣って来たのであるが、本部にあっては昭和普請の際、教義の本義に基き、真柱様の御英断をもって、従来の祀り方を根本的に改新されたことは感銘に堪えないところであると共に、一方一般教会に於いてはなお従来の形式を踏襲して現在に及んでいるのは如何かと思われる / これ恐らく其の当時として、行政的には、なお神道の一派として取扱われていた関係もあり、又教義的にも強いて改新すべき明確な理由もなく、且つ一万有余の一般教会の祀り方を変更することは実施上に於いて幾多考慮すべき問題があった故であると考え / 然るに現在にては、行政的には何等の拘束もないのみならず、今回新教典の発布されたこの機会に、祭儀面に於いても大いに本教の面目を復元すべき秋なるを痛感する、即ち一般教会の祀り方に就いても、克く教義の本義に照慮して深甚なる考慮を致し、若し御社を改廃するとすれば、今こそ其の絶好の時句ではなかろうかと思われる、この意味に於いて本問題は可成り至難な事項であるが、敢えて審議の俎上にのせた次第である

二 お社を改廃しようとする所以（第三、一般教会の祭儀の次第に就いての中「お扉は常に開扉しておく」の理由）「つとめ場所」建築当所に於ける教祖の御言葉として伝えられている“社はいらん小そうてもつとめ場所を建てかけよ”との御主意より窺うに、教祖は社よりは神殿そのものを神のやかたとして、お希みになったのではなかろうか、若し然らば神殿の中に更に社を作るとは、屋上に屋を重ねるの憾なしとしない、況やお社の中に御分霊を閉じこめて、祭典の時だけ開扉すると言うのは、教祖の“扉ひらいて”との思召しに副う所以ではない / 親神、教祖、ぢばの三理は一体であるとの根本信条よりすれば、親神の祀り方も教祖の場合と同じに取扱わさして頂いても毛頭差支えないのみならず、寧ろそれでこそ昼夜を分かたず御守護下されている親神の理を、形の上に於いても明確にお示し頂く所以ではなかろうか

三 希望

右の理由により本委員会としては、前示雛型の如き「床の間式の神床」を考案した次第である、但し一万有余の一般教会に於ける祀り方を今直ちに改新するには至難である故、従来のものは暫定的にその俣存置することとし、今後は機会のある毎に逐次この方針を実施するように願わしい

第四項の「祀り方について」の中、3「祖霊殿又は霊床では霊様を一所に祀ること」については、

一 霊社を数種作るときは、生前同一家族（親子夫婦兄弟姉妹）であっても時には祀られることになって、故人の霊を慰める所以ではないと思われる。況や出直してからの霊の問題に関しては、教義の上からもなお根本的に再考の余地がある / 従って霊床は一つにして若しその必要ありとすれば霊帖を数種作ることに致したい

二 それに就いては、本部祖霊殿の祀り方を改めるようお願いしたい、霊様に於ける祭式の場合、一つに左右霊社の取扱いが何だかピタリとしない感じを受ける